

資料

事務事業調書

事務事業調書
(総務・財務部会)

事務事業番号	事務事業名
28109	原動機付自転車の登録に関する事務

事務事業の現況			
市名	小田原市	南足柄市	
事務事業概要	原動機付自転車及び小型特殊自動車（以下「原動機付自転車等」という。）の登録及び標識等の交付に関する事務	原動機付自転車及び小型特殊自動車（以下「原動機付自転車等」という。）の登録及び標識等の交付に関する事務	
実施方法等	原動機付自転車等の所有者からの申告により、基幹業務システムに原動機付自転車等の情報を登録し、標識及び標識交付証明書を交付する。また、原動機付自転車を所有しなくなった者からの申告により、基幹業務システムから原動機付自転車等の情報を抹消し、標識及び標識交付証明書の回収、廃車証明書等の交付を行う。 他市町村で廃車の手続きを行わずに転入した原動機付自転車等に関する課税物件異動通知の処理、県公安委員会等からの原動機付自転車等の所有者に関する照会に関する回答等を行う。	原動機付自転車等の所有者からの申告により、基幹業務システムに原動機付自転車等の情報を登録し、標識及び標識交付証明書を交付する。また、原動機付自転車を所有しなくなった者からの申告により、基幹業務システムから原動機付自転車等の情報を抹消し、標識及び標識交付証明書の回収、廃車証明書等の交付を行う。 他市町村で廃車の手続きを行わずに転入した原動機付自転車等に関する課税物件異動通知の処理、県公安委員会等からの原動機付自転車等の所有者に関する照会に関する回答等を行う。	
水準	処理件数（新規・廃車・譲渡） ご当地ナンバー（課税標識） 希望標識番号の選択 申告窓口	月平均360台 導入していない。 50cc以下の原動機付自転車に限り、採番作成済の標識の中から希望する番号を選択することが可能 本庁に限る。	月平均100台 ご当地ナンバー（金太郎ナンバー）と通常ナンバーのいずれかを選択可能 希望番号選択不可 本庁に限る。

調整方針（案）		
調整（案）内容	小田原市の事務処理方法を適用する。	
調整内容決定の考え方	処理件数の多い小田原市の事務処理方式に合わせる。	
水準	処理件数（新規・廃車・譲渡） ご当地ナンバー（課税標識） 希望標識番号の選択 申告窓口	月平均460台 導入しない。 50cc以下の原動機付自転車に限り、採番作成済の標識の中から希望する番号を選択することを可能とする。 本庁（小田原市役所）に限る。
調整方針の区分	②小田原市の例により統合	a:合併時

事務事業番号 29102	事務事業名 市税の口座振替に関する事務
-----------------	------------------------

事務事業の現況		
市名	小田原市	南足柄市
事務事業概要	納税者からの申込みにより、市・県民税（普通徴収）、固定資産税・都市計画税及び軽自動車税を口座振替する。	納税者からの申込みにより、市・県民税（普通徴収）、固定資産税・都市計画税及び軽自動車税を口座振替する。
実施方法等	口座振替の申込み方法は、金融機関の店頭受付、市県民税（普通徴収）及び固定資産税・都市計画税納税通知書に同封するはがき様式申込書又は市ホームページからダウンロードできる申込書による郵送受付の方法がある。 納税者から金融機関に提出のあった口座振替申込書の情報を基幹業務システムに登録し、新規申込者に対しては、口座振替開始通知書を郵送する。口座振替は、各税目の納期限の日に行い、口座振替データは、伝送方式により金融機関と受渡しを行っている。	口座振替の申込みは、金融機関の窓口で行う。 納税者から金融機関に提出のあった口座振替申込書の情報を基幹業務システムに登録する。 口座振替は、各税目の納期限の日に行い、口座振替データは、磁気ディスク授受方式により金融機関と受渡しを行っている。
水準	口座振替が可能な金融機関	14機関（横浜銀行、スルガ銀行、みずほ銀行、りそな銀行、静岡銀行、三井住友銀行、静岡中央銀行、三井住友信託銀行、さがみ信用金庫、中南信用金庫、中央労働金庫、小田原第一信用組合、かながわ西湘農業協同組合、ゆうちょ銀行（郵便局含む。））
	金融機関に支払う口座振替手数料	1件につき、10円（税抜）
	申込処理件数（新規・廃止・変更）	月平均 約340件（ただし、5月～8月に集中）
	口座振替件数（期別件数）	年間約198,000件
	口座振替不能件数（期別件数）	年間約6,000件

調整方針（案）	
調整（案）内容	小田原市の事務処理方法を適用する。
調整内容決定の考え方	処理件数の多い小田原市の方に合わせる。
水準	口座振替が可能な金融機関
	14機関（横浜・スルガ・みずほ・りそな・静岡・三井住友・静岡中央・三井住友信託・ゆうちょ銀行・さがみ・中南信用金庫・中央労働金庫・小田原第一信用組合・かながわ西湘農業協同組合）
	金融機関に支払う口座振替手数料
	1件につき、10円（税抜）
	申込処理件数（新規・廃止・変更）
口座振替件数（期別件数）	月平均 約400件
口座振替不能件数（期別件数）	年間約247,000件
調整方針の区分	②小田原市の例により統合 a:合併時

事務事業調書
(市民部会)

事務事業番号	事務事業名
032159	市民相談事業

事務事業の現況

市名	小田原市	南足柄市
事務事業概要	<p>市民が抱える日常生活上の諸問題の相談に応じ、問題解決の手助けを行う。</p> <p>【日時】一般市民相談・・・休日を除く毎日 9時～正午 13時～16時 特別相談・・・随時 13時30分～16時 【場所】主に市民相談室(市役所2階)</p>	<p>市民が抱える日常生活上の諸問題の相談に応じ、問題解決の手助けを行う。相談対応は市民相談員(非常勤職員1名)が行う。</p> <p>【日時】月、水、木曜日(休日を除く) 9時～正午 13時～16時30分 【場所】市民相談室(市役所1階 議会棟)</p>
実施方法等	一般市民相談は直接来所または、電話相談が可能。特別相談は電話相談は不可、直接来所相談のみ。	市民相談は直接来所または、電話相談が可能。特別相談は電話相談は不可、直接来所相談のみ。
水準	一般市民相談	<p>市民が抱える日常生活上の諸問題の相談に応じ、問題解決の手助けを行う。相談対応は一般市民相談員(非常勤特別職員2名)と職員(再任用1名)が行う。</p> <p>【日時】休日を除く毎日 9時～正午 13時～16時 【場所】市民相談室(市役所2階)</p>
	特別相談	<p>法律相談、心配ごと相談、司法書士相談、税務相談、行政苦情相談、宅地建物取引相談、人権擁護相談、行政書士相談を実施。資格を持った弁護士等が市民が抱える諸問題の相談に応じ、法的または専門的な側面からのアドバイスを行う。</p> <p>【日時】随時 13時30分～16時 ※法律相談のみ事前予約(2週間前から) 【場所】主に市民相談室(市役所2階)</p>
	市民法律講座	<p>離婚、相続をはじめ、成年後見、近隣トラブル、交通事故などテーマを決めて弁護士が講師となり講座を開催する。神奈川県弁護士会との共催事業。毎年10月から11月にかけて4回開催。</p>
	各種相談会	<p>総務省関東管区神奈川行政評価事務所が主催で関係機関と連携し、国・県・市合同相談会を毎年10月に開催。普段、市役所で実施している行政苦情相談、人権擁護相談、心配ごと相談を川東地区など特設会場で開催。</p>
	行政相談員の推薦	<p>総務省関東管区神奈川行政評価事務所長からの推薦依頼文書に基づき、市として委員候補者を推薦する。委員の任期は2年(再任可)。人数は4名。</p>

調整方針(案)

調整(案)内容	小田原市の現行を維持する。
調整内容決定の考え方	相談件数の実績や特別相談の開催状況から小田原市の現行の体制で実施可能とする。
水準	一般市民相談
	<p>市民が抱える日常生活上の諸問題の相談に応じ、問題解決の手助けを行う。相談対応は一般市民相談員(非常勤特別職員2名)と職員(再任用1名)が行う。</p> <p>【日時】休日を除く毎日 9時～正午 13時～16時 【場所】本庁舎</p>
	特別相談
	<p>法律相談、心配ごと相談、司法書士相談、税務相談、行政苦情相談、宅地建物取引相談、人権擁護相談、行政書士相談を実施。資格を持った弁護士等が市民が抱える諸問題の相談に応じ、法的または専門的な側面からのアドバイスを行う。</p> <p>【日時】随時 13時30分～16時 ※法律相談のみ事前予約(2週間前から) 【場所】本庁舎</p>
	市民法律講座
各種相談会	<p>離婚、相続をはじめ、成年後見、近隣トラブル、交通事故などテーマを決めて弁護士が講師となり講座を開催する。神奈川県弁護士会との共催事業。毎年10月から11月にかけて4回開催。</p>
	<p>総務省関東管区神奈川行政評価事務所が主催で関係機関と連携し、国・県・市合同相談会を毎年10月に開催。普段、市役所で実施している行政苦情相談、人権擁護相談、心配ごと相談を川東地区など特設会場で開催。</p>
	行政相談員の推薦
調整方針の区分	②小田原市の例により統合 a:合併時

事務事業番号 033192	事務事業名 男女共同参画啓発事業実行委員会事務
------------------	----------------------------

事務事業の現況		
市 名	小田原市	南足柄市
事務事業概要	市民公募によるおだわら男女共同参画啓発事業実行委員会を組織し、男女共同参画情報紙「おだわらの風」の発行するとともに、必要に応じて男女共同参画啓発イベントを行う。	該当なし
実施方法等	年度当初に男女共同参画啓発事業実行委員会の委員を公募する。年度末までに、男女共同参画情報紙「おだわらの風」を発行する。発行までの過程で、必要に応じて、啓発イベント等を行う。	
水準	委員会の委員	公募市民 6 人。男女は問わない。謝礼は年間の活動に対して1万円。
	会議回数	月 1 回、全 10 回程度。
	情報紙の発行	「おだわらの風」を年 1 回、3000 部発行。A3 サイズ両面 2 色刷。公共施設に設置するほか、委員の手により配布。
	研修	男女共同参画社会づくりに向けての全国会議への派遣。市ホームページ等に記事を掲載。

調整方針（案）	
調整（案）内容	南足柄市及び近隣他市の事務処理方式を適用し、市民委員による情報誌の発行を行わない。
調整内容決定の考え方	情報誌の発行を廃止する。事業の廃止。
水準	委員会の委員
	会議回数
	情報紙の発行
	研修
調整方針の区分	⑤廃止 a:合併時

事務事業番号 033196	事務事業名 女性相談事業
------------------	-----------------

事務事業の現況			
市 名	小田原市		南足柄市
事務事業概要	婦人相談員によるDV相談を主とする女性からの相談に対応する。		女性相談員によるDV相談を主とする女性からの相談に対応する。
水準	実施方法等	婦人相談員によるDV相談を主とする女性からの相談に対応する。	女性が抱える様々な悩みごとに女性相談員（2名）が応じる。DV被害者の一時保護及び自立支援を図る。
	相談時間	(月) (水) ~ (金) 9:30~12:00 13:00~16:30	原則、水曜日を除く平日の午前10時から午後5時
	相談員数	常時1名	2名雇用し、毎日1名が勤務
	相談場所	市役所内 相談員の勤務場所：人権・男女共同参画課	南足柄市女性センター相談室
	受付体制	電話及び面談（面談は原則予約制）	電話及び面談（面談は原則予約制）
相談件数		平成27年度実績 実件数：258件（来所85件・電話173件） のべ件数：373件（来所148件・電話225件）	○一般相談： 386件（79人） ○DV相談： 289件（38人） うち一時保護・自立支援： 2件

調整方針（案）	
調整（案）内容	相談の開設は、近隣他市にあわせて、（月）～（金）とする。 相談受付時間は、小田原市の事務処理方式を適用し、9:30～16:30とする。
調整内容決定の考え方	近隣他市にあわせて、相談の充実を図る。
水準	相談時間
	（月）～（金） 9:30～16:30
	相談員数
	2人任用（1日あたり2人程度を配置）
	相談場所
相談場所	市役所内
受付体制	電話及び面談（予約可。予約なしでも相談可）
調整方針の区分	②小田原市の例により統合 a:合併時

事務事業調書
(防災消防部会)

事務事業番号 42101	事務事業名 防災訓練参加者災害補償等共済基金負担金支出事務
-----------------	----------------------------------

事務事業の現況			
市名	小田原市	南足柄市	
事務事業概要	市や市内の自主防災組織や少年消防クラブ等が行う防火防災訓練の参加者が当該訓練で受けた障害に対する賠償や補償を補てんする、(公財)日本消防協会の「防火防災訓練災害補償等共済」に加入する。		該当なし
実施方法等	'防火防災訓練災害補償等共済'契約を継続し、掛金を支出する。		
補償対象訓練	・市が行う防火防災訓練 ・自主防災組織、少年消防クラブ等民間防火防災組織が市や消防に計画書を届け出て行う防火防災訓練		
てん補金額	・死亡、重度障害5000万円限度 ・1事故最大3億円		
掛金額	国勢調査人口×1円（千円未満端数切捨て）		

調整方針（案）	
調整（案）内容	小田原市の契約を新市でも引き継ぐ。
調整内容決定の考え方	防火防災訓練における参加者の負傷は想定されることから、新市に契約を引き継いでいく。
補償対象訓練	・市が行う防火防災訓練 ・自主防災組織、少年消防クラブ等民間防火防災組織が市や消防に計画書を届け出て行う防火防災訓練
てん補金額	・死亡、重度障害5000万円限度 ・1事故最大3億円
掛金額	国勢調査人口×1円（千円未満端数切捨て）
調整方針の区分	②小田原市の例により統合 a:合併時

事務事業調書
(文化部会)

事務事業番号	事務事業名
53106	各種行事・イベント

事務事業の現況

市名	小田原市	南足柄市
事務事業概要	図書館奉仕の観点から、各種講座・イベント等についてボランティアや講師と協力しながら実施する。 平成27年度事業数：22 平成28年度から「図書館を使った調べる学習コンクール」の地域コンクールを開催する。	図書館奉仕の観点から、各種講座・イベント等についてボランティアや講師と協力しながら実施する。 平成27年度事業数：16 イベントにはとしょかんまつりを含む。
実施方法等	直営事業（一部共催事業有）	直営事業（一部共催事業有）
水準	学習コンクール	平成28年度実施内容：図書館を使った調べる学習コンクール 募集期間：9月1日～10月15日、審査会：10月28日、表彰式：11月23日 (対象：市内在住・在学の小学生)
	所蔵資料展示会	平成27年度実績：セビア色の写真展1,718人（開催期間：32日）
	図書館まつり	平成27年度実績：としょかんまつり 946人（開催期間：2日間）
	その他、市主催講座・イベント（読み聞かせ・映画会等のボランティア事業含む）参加者数	平成27年度実績：延べ5,641人（実施事業数：21事業、開催回数：270回） ※連続講座については1回と数える。 平成27年度実績：延べ1,856人（実施事業数：15事業、開催回数：109回） ※連続講座については1回と数える。
正規職員の人工	2.55人	0.55人

調整方針（案）

調整（案）内容	小田原市の開催事業に引き継ぐ。	
調整内容決定の考え方	事業内容が類似しているため、開催事業数の多い小田原市の事業を引き継ぐ。	
水準	学習コンクール	図書館を使った調べる学習コンクール 募集期間：9月上旬～10月中旬、審査会：10月下旬、表彰式：11月下旬 (対象：市内在住・在学の小学生)
	所蔵資料展示会	セビア色の写真展
	図書館まつり	廃止。 各館で企画事業的なことを実施することで調整。
	その他、市主催講座・イベント（読み聞かせ・映画会等のボランティア事業含む）参加者数	開催事業数：20事業、開催回数：370回
調整方針の区分	②小田原市の例により統合 a:合併時	

事務事業番号 54140	事務事業名 施設開放団体登録事務
-----------------	---------------------

事務事業の現況

市名	小田原市	南足柄市
事務事業概要	<p>体育施設開放：地域住民の社会体育の普及振興を図るため、スポーツ・レクリエーション活動を目的とし、市内小学校25校、中学校11校の体育館及び運動場を学校教育に支障のない範囲で開放している。</p> <p>夜間照明施設開放：昼間スポーツを行う機会のない市民のため、小中学校のグラウンドに夜間照明施設を設置し、軟式野球、サッカー、ソフトボールの3種目について夜間の時間帯を開放している。</p>	<p>学校施設開放：体育館と校庭（校庭夜間照明施設含む）を、市内小学校6校、中学校3校において、学校教育に支障のない範囲で開放している。</p>
実施方法等	<p>体育施設については受付は小田原アリーナで指定管理者が行い、登録は市で行う。</p> <p>学校施設開放については登録に際し、事前に校長の許可が必要。</p> <p>夜間照明施設開放については毎月1回翌月分の抽選を行い、使用申請の際に使用料を納付する。</p>	<p>学校開放施設は、団体登録、使用申請の受付は所管課（文化スポーツ課）で行う。</p> <p>体育館と校庭は、前年度末に調整会議を行い、年間の予定の申請を受け付ける。また、校庭夜間照明施設については、3ヶ月に一度申請を受け付ける、または抽選する。</p> <p>体育館と校庭夜間照明施設については、使用料は事前納付。</p>
水準	<p>対象施設 体育施設開放 市内全小中学校（体育館）、酒匂中学校・白山中学校（運動場） 夜間照明施設開放 酒匂中学校、国府津小学校、豊川小学校</p> <p>利用状況（平成27年度） 体育施設開放 194,096人 夜間照明施設開放 4,761人</p> <p>開放日時 体育施設開放平日：午後5時～午後9時30分/休業日：午前9時～午後9時30分 夜間照明施設開放（4月～11月）酒匂中：午後7時～午後9時 国府津・豊川小：午後6時30分～午後9時</p>	<p>体育館 市内小学校6校、中学校3校 校庭 市内小学校6校 校庭夜間照明施設 市内中学校2校</p> <p>体育館 57,100人 校庭 40,452人 校庭夜間照明施設 4,308人</p> <p>体育館、校庭 平日：午後5時～午後9時30分/休業日：午前9時～午後9時 校庭夜間照明施設 午後6時30分～午後9時</p>

調整方針（案）

調整（案）内容	小田原市の事務取り扱い方法に統一する
調整内容決定の考え方	学校施設の多い小田原市の事務取り扱い方法に統一する
水準	<p>対象施設 体育館 小学校31校 中学校3校 運動場 小学校6校 中学校2校 夜間照明施設 小学校2校 中学校3校</p> <p>利用見込 体育施設開放 291,648人 夜間照明施設 9,069人</p> <p>開放日時 体育施設開放平日：午後5時～午後9時30分/休業日：午前9時～午後9時30分 夜間照明施設開放（4月～11月）午後6時30分～午後9時 (各校ごとの詳細は校長の運営による)</p>
調整方針の区分	②小田原市の例により統合 a:合併時

事務事業番号 55101	事務事業名 行政講座・生涯学習講座
-----------------	----------------------

事務事業の現況			
市 名	小田原市	南足柄市	
事務事業概要	生涯学習に関する学習講座の提供事務。	南足柄市新生涯学習推進プランに基づく生涯学習に関する講座の提供。（中部公民館の自主事業を含む）	
実施方法等	キャンパスおだわらの中で、民間と役割分担をしており、本市では行政目的実現のために必要な生涯学習講座のみを市民に提供する。	豊かな生涯学習社会の実現に向け、生涯学習課・中部公民館主催の各種講座を市民に提供する。	
実施目的	郷土学習・現代的課題解決・人材育成・地域連携（平成28年度）	教養講座・家庭教育・人材育成・民間等との連携（平成28年度）	
講座数	10講座（平成27年度）	24講座（平成27年度）	
受講者数	495人（平成27年度）	1,084人（平成27年度）	

調整方針（案）		
調整（案）内容	小田原市の事務処理方法を適用する。	
調整内容決定の考え方	担当課で行っている講座を精選し、南足柄市中部公民館で行っている自主事業は、キャンパスおだわらに統合するなど、スリム化を図る。	
実施目的	現代的課題解決・人材育成・地域・民間等との連携を図る。	
講座数	10講座程度	
対象	市民全般	
調整方針の区分	②小田原市の例により統合	a:合併時

事務事業番号	事務事業名
55104	キャンパスおだわら運営事務

事務事業の現況		
市 名	小田原市	南足柄市
事務事業概要	市民主体で運営するキャンパスおだわらに関する事務。	
実施方法等	<ul style="list-style-type: none"> ・キャンパスおだわら運営委員会を開催する。 ・市内で実施されている生涯学習（市民講座・企業講座・教育機関講座・行政講座）全体を把握し、「キャンパスおだわら認定講座」として認定する。 ・キャンパスおだわらの運営に関わる団体・ボランティアとの連絡調整を行う。 ・生涯学習センター本館及びマロニエ工内まなびの相談室にて学習相談を実施する。 	
水準	運営委員会開催回数 年5回程度	
	講座認定範囲 市内で実施されている市民講座・企業講座・教育機関講座・行政講座	
	運営団体数 1団体（特定非営利法人小田原市生涯学習推進員の会）	
	相談窓口開設期間等 生涯学習センター本館（休館日及び年末年始を除く毎日9:00～17:00） まなびの相談室（休館日及び年末年始を除く毎週水曜日9:00～17:00）	

調整方針（案）	
調整（案）内容	小田原市の事業を継続して実施する。
調整内容決定の考え方	南足柄市で実施されている生涯学習活動（市民講座・企業講座・教育機関講座・行政講座）も対象として、事業を実施する。
水準	運営委員会開催回数 年5回程度
	講座認定範囲 小田原市・南足柄市で実施されている市民講座・企業講座・教育機関講座・行政講座
	運営団体数 1団体（特定非営利法人小田原市生涯学習推進員の会）
	相談窓口開設期間等 生涯学習センター本館（休館日及び年末年始を除く毎日9:00～17:00） まなびの相談室（休館日及び年末年始を除く毎週水曜日9:00～17:00）
調整方針の区分	②小田原市の例により統合 a:合併時

事務事業番号 55169	事務事業名 家庭教育学級開設事業
-----------------	---------------------

事務事業の現況			
市名	小田原市	南足柄市	
事務事業概要	子育て期の養育者を対象に、心身ともに健全な子どもの育成を図るために必要な、家庭教育に関する知識や技能を修得してもらうことを目的に、PTAや子育てサークル等で実施される学習会等の機会に、専門家を講師に招いた、家庭教育の重要性を啓発する講座を開設する。	公立小学校（6校）、幼稚園（公立5園、私立4園）及び保育園（1園）のPTAに対し、家庭教育学級の開催を委託する。	
実施方法等	各校（園）及びPTAが、保護者や教職員を対象として、基本的な生活習慣や社会性、公共性など家庭教育の基礎的な内容の講座を企画し、それに基づき講師派遣の依頼等をし家庭学級講座を開設する。	各PTA成人教育委員会を中心に、各校の実態に応じた課題やテーマに関する家庭教育学級を開催	
水準	学級開設数 25～40程度	各校2回以上	
	参加者数 全体で約1,500～2,000人程度	2,537人	
	申込期間 4月上旬から5月末頃まで	各年度5月～3月（4月に委託説明会を開催）	
	講師謝礼 一講座16,000円以内	1校35,000円×16=計560,000円（横溝教育基金特別会計より歳出）	

調整方針（案）		
調整（案）内容	小田原市の事務処理方法を適用する。	
調整内容決定の考え方	各小中学校・幼稚園等で実施している家庭教育学級については、従前のとおり各PTAを中心に企画、市が講師等の派遣を実施する。 年1回、市・教育委員会共催の家庭教育講演会を開催する。	
水準	学級開設数 40程度	
	参加者数 のべ2,000人程度	
	申込期間 4月上旬から5月末頃まで	
	講師謝礼 一講座16,000円以内 家庭教育学級講演会 30,000円以内	
調整方針の区分	②小田原市の例により統合	a:合併時

事務事業調書
(環境部会)

事務事業番号	事務事業名
61110	環境学習推進事業

事務事業の現況

市名	小田原市	南足柄市
事務事業概要	市立小学校を対象に、自然にふれあう機会を設け、市域の自然の状況を知ることで環境保全意識を高めるとともに、資源の地域内循環や、林業・漁業などの経済活動との関わりに対する理解を深める。また、将来における環境活動への自主的な参加を促す。	該当なし
実施方法等	特に手入れ不足の森林を、体験学習フィールドとして活用し、間伐体験や自然観察教室等を実施し、自然のありようや生活との関わり、地球温暖化問題との関わり、林業や漁業など経済活動との関わりなどを学ぶ。また、森林資源の活用を体験し、木工業等との関わりを学ぶため、間伐した木を製材し、それを材料としたベン立て製作などの木工体験等を行う。また、森林以外についても、各学校が取り組んでいる環境保全活動のフィールドを活かして、学校のニーズに合わせた学習プログラムを提供していく。	
水準	対象 市内小学校（3校程度） 協力団体 森林組合	

調整方針（案）

調整（案）内容	継続実施	
調整内容決定の考え方	小田原市事業であるが、小学生が、自然にふれあい、市域の自然の状況を知ることで環境保全意識を高めるとともに、資源の地域内循環や、林業・漁業などの経済活動との関わりに対する理解が深まる。	
水準	対象 市内小学校	
	協力団体 森林組合	
調整方針の区分	④現行のまま存続	a:合併時

事務事業番号 61111	事務事業名 省エネ研修会開催事業
-----------------	---------------------

事務事業の現況		
市名	小田原市	南足柄市
事務事業概要	省エネライフアドバイザー等を講師として、地球温暖化防止啓発のため、白熱電球とLED照明などの対照実験などを通じて、幅広い世代に地球温暖化防止への関心を高める事業に取り組む。	該当なし
実施方法等	省エネ研修会や出前講座において、太陽光発電や燃料電池を使った実験キットを教材として活用するとともに、エコクッキングなどの体験を通じ省エネについての理解を深める。	
水準	開催回数 省エネ研修会（2回）、出前講座（5回）（H27年度実績） ※出前講座の一部は「おだわらスマートシティプロジェクト」が実施 対象 市民 参加者数 省エネ研修会（2回：59人）、出前講座（5回：170人）（H27年度実績）	

調整方針（案）		
調整（案）内容	継続実施	
調整内容決定の考え方	小田原市事業であるが、合併後も、経費や業務量を増やすずに実施できる。引き続き、地球温暖化防止啓発のため、幅広い世代に地球温暖化防止への関心を高める事業（身近なテーマ）に取り組む。	
水準	開催回数 省エネ研修会（2回）、出前講座（5回）（H27年度実績） 対象 市民 参加者数 省エネ研修会（2回：59人）、出前講座（5回：170人）（H27年度実績）	
調整方針の区分	④現行のまま存続	a:合併時

事務事業番号 61112	事務事業名 省エネナビ貸出事業
-----------------	--------------------

事務事業の現況			
市名	小田原市	南足柄市	
事務事業概要	コンセントに家電を差し込んで作動させると瞬時に消費電力が表示される「ワットアワーメーター」の貸出	該当なし	
実施方法等	コンセントに家電を差し込んで作動させると瞬時に消費電力が表示される「ワットアワーメーター」貸出事業のほか、省エネライフアドバイザーが、希望した家庭に赴き、省エネナビの設置・取り外し作業を行う際に、省エネについて実践的なアドバイスを行う、また、省エネ研修会やイベントに講師等として参画し、地域社会における地球温暖化対策の取組を紹介する。		
水準	保有台数 10台（省エネナビ）、10台（ワットアワーメーター） 対象 市民 貸出期間 1ヶ月		

調整方針（案）	
調整（案）内容	継続実施
調整内容決定の考え方	小田原市事業であるが、合併後も、経費や業務量は増やさずに実施できる。引き続き、省エネに向けた意識啓発を図るため実施する。
水準	保有台数 10台（省エネナビ）、10台（ワットアワーメーター） 対象 市民 貸出期間 1ヶ月
調整方針の区分	④現行のまま存続 a:合併時

事務事業番号 061113	事務事業名 地域環境認証推進事業
------------------	---------------------

事務事業の現況

市名	小田原市	南足柄市															
事務事業概要	<p>環境に関する市民・事業者等の取組を認証・評価することで、取り組む方々の意識を高揚させるだけでなく、取り組んでいない方々にも成功事例をみせることにより、取り組む意識を醸成していくことを目的としている。対象分野は、①「生ごみ堆肥で育成した野菜の苗コンテスト」②「小学校部門（おだわらっこ☆エコアワード）」の2分野とする。また、きっかけづくりとして、③グリーンカーテン用ゴーヤ苗を無料配布している。（H26年度まで写真コンテスト実施（現在休止中））</p>	<p>③神奈川県西部広域行政協議会環境部会において J Aかながわ西湘から寄贈されたゴーヤの苗を市民50世帯、保育園、幼稚園及び小中学校に配布する。</p>															
実施方法等	<p>①生ごみ堆肥で育成した野菜の苗（200株）を希望者（段ボールコンポスト（生ゴミ堆肥化）に取組んでいる市民）に配布し野菜を栽培してもらう。収穫した野菜を出品してもらい、コンテストを開催。入賞者に対し認証盾を贈呈する。 ②教育委員会の情報をもとに、環境に関する小学校での取組を認証する。認証された小学校へは、認証楯を贈呈し、広報おだわらにて掲載し、顕彰する。 ③ゴーヤの「苗」を50世帯（ひとり4株）200株に配布。市内公立小学校・幼稚園・保育園に300株を配布（平成27年度実績）。また、県西地域1市8町にも寄贈を受けたゴーヤの「苗」を配布し、広域的に取組みを進める。</p>	<p>ゴーヤの苗を希望する市民に対して広報誌で募集し、配布する。</p>															
水準	<table border="1"> <tr> <td>①対象</td><td>段ボールコンポスト（生ゴミ堆肥化）に取組んでいる市民（5,000世帯）</td><td>なし</td></tr> <tr> <td>①入賞者数</td><td>6名（H27年度実績）</td><td>なし</td></tr> <tr> <td>②小学校の認証</td><td>年に1校～3校</td><td>なし</td></tr> <tr> <td>②認証基準</td><td>環境に関する取り組みが5項目程度</td><td>なし</td></tr> <tr> <td>③配布数</td><td>500株</td><td>市民各3本（150本） 保育園、幼稚園及び小中学校（50本）</td></tr> </table>	①対象	段ボールコンポスト（生ゴミ堆肥化）に取組んでいる市民（5,000世帯）	なし	①入賞者数	6名（H27年度実績）	なし	②小学校の認証	年に1校～3校	なし	②認証基準	環境に関する取り組みが5項目程度	なし	③配布数	500株	市民各3本（150本） 保育園、幼稚園及び小中学校（50本）	
①対象	段ボールコンポスト（生ゴミ堆肥化）に取組んでいる市民（5,000世帯）	なし															
①入賞者数	6名（H27年度実績）	なし															
②小学校の認証	年に1校～3校	なし															
②認証基準	環境に関する取り組みが5項目程度	なし															
③配布数	500株	市民各3本（150本） 保育園、幼稚園及び小中学校（50本）															

調整方針（案）

調整（案）内容	小田原市の水準を適用し実施する。										
調整内容決定の考え方	合併後も、経費や業務量は増やすずに実施できる。										
水準	<table border="1"> <tr> <td>①対象</td><td>段ボールコンポスト（生ゴミ堆肥化）に取組んでいる市民（5,000世帯）</td></tr> <tr> <td>①入賞者数</td><td>5名程度</td></tr> <tr> <td>②小学校の認証</td><td>年に1校～3校</td></tr> <tr> <td>②認証基準</td><td>環境に関する取り組みが5項目程度</td></tr> <tr> <td>③配布数</td><td>①200株③700株（500株（小田原市）200株（南足柄市））</td></tr> </table>	①対象	段ボールコンポスト（生ゴミ堆肥化）に取組んでいる市民（5,000世帯）	①入賞者数	5名程度	②小学校の認証	年に1校～3校	②認証基準	環境に関する取り組みが5項目程度	③配布数	①200株③700株（500株（小田原市）200株（南足柄市））
①対象	段ボールコンポスト（生ゴミ堆肥化）に取組んでいる市民（5,000世帯）										
①入賞者数	5名程度										
②小学校の認証	年に1校～3校										
②認証基準	環境に関する取り組みが5項目程度										
③配布数	①200株③700株（500株（小田原市）200株（南足柄市））										
調整方針の区分	②小田原市の例により統合 b:合併後										

事務事業番号	事務事業名
62160	ごみ特定申告受付等事務

事務事業の現況

市 名	小田原市	南足柄市
事務事業概要	ごみ特定制度（事業系一般廃棄物について、一定量について、ごみ集積場に排出できる制度）における申告書の受理、排出量の認定を行う	該当なし
実施方法等	ごみ特定制度を新規で利用する事業者、排出量変更認定を受ける事業者、廃止する事業者から申告書を受理する。 受理した事業者について、清掃指導員が排出量を調査する。 (認定された排出量に基づき、清掃手数料が賦課される。) また、申請者からの申請主義のため、事業を廃止しながらも廃止手続きが取られていないものについては、廃止時期等を調査の上、職権消除による遡及廃止を行なっている（調定についても減額調定処理）。	
水準	ごみ特定制度の排出量 月300kgまで	
	賦課される清掃手数料 100kgまでは0円、100kgを超える部分について1kgあたり40円	
	様式 条例施行規則に規定の様式 任意様式	

調整方針（案）

調整（案）内容	廃止する。
調整内容決定の考え方	2市を比較すると、南足柄市には「ごみ特定」の制度がないことから、ごみ特定申告受付の事務は廃止とする。
水準	ごみ特定制度の排出量 0kg
	賦課される清掃手数料 なし
	様式 なし
調整方針の区分	⑤廃止 a:合併時

事務事業番号 62161	事務事業名 大型ごみコール制事務
-----------------	---------------------

事務事業の現況			
市 名	小田原市	南足柄市	
事務事業概要	<ul style="list-style-type: none"> ・委託業者による大型ごみの収集、運搬 ・大型ごみ収集業務の電話受付 ・委託業者との連絡調整 ・実績データの管理 	<ul style="list-style-type: none"> ・委託業者による粗大ごみの収集、運搬 ・大型ごみ収集業務の電話受付 ・委託業者との連絡調整 ・実績データの管理 	
実施方法等	<p>毎年3月に、入札により、翌年度分の大型ごみの収集運搬業務の委託契約を締結する。</p> <p>大型ごみ収集業務の電話受付については市直営で実施（リサイクルセンター）。</p> <p>電話予約は事前申込み制とし、氏名、住所、電話番号、排出する品目、大きさ、個数を聴取。</p> <p>必要な証紙の枚数を決定し、申込者に案内。</p> <p>受け付けた大型ごみ収集予約をまとめた表を、収集前に委託業者にFAXで送信する。</p> <p>委託業者から大型ごみ収集実績データを受け取って管理する。</p>	<p>毎年3月に、入札により、翌年度分の粗大ごみの収集運搬業務の委託契約を締結する。</p> <p>粗大ごみ収集業務の電話受付については市直営で実施（環境課）。</p> <p>電話予約は事前申込み制とし、氏名、住所、電話番号、排出場所、排出する品目、個数を聴取。</p> <p>必要な証紙の枚数を決定し、申込者に案内（環境課、女性センター、福沢サービスセンター、岡本サービスセンターのみ購入可）。</p> <p>受け付けた大型ごみ収集予約をまとめた表を、収集日の前の週の水曜日までに委託業者にメールで送信する。</p> <p>委託業者から粗大ごみ収集実績データを受け取って管理する。</p>	
水準	<p>1日あたりの平均収集回数 40件程度</p> <p>収集日・時間・場所 平日の午前8時30分から午後4時まで（時間指定はできないが、立会いの必要はない） 収集場所は原則として玄関先（家中までは立ち入らない）</p> <p>収集予約の電話受付時間 平日の午前9時から12時までと、午後1時から4時まで (受付当日の収集はできない)</p> <p>個人情報の取り扱い 市条例（個人情報保護条例）に基づく基本方針等で適正な取り扱いについて定めている。 その中で、委託業者には、廃棄方法や管理体制についての届出等を求めていた。</p> <p>大型ごみ処理手数料 1点につき1,000円（2,000円を超えない範囲内で規則で定める額） 条例別表1による</p>	<p>毎週月曜日回収（祝日の場合次の日）15件</p> <p>平日の午前8時30分から午後4時まで（時間指定はできないが、立会いの必要はない） 収集場所は原則として玄関先（家中までは立ち入らない）</p> <p>平日の午前8時30分から午後5時まで (毎週水曜日が締め日)</p> <p>契約書の中で（秘密の保持）という形で謳っている。</p> <p>1点につき1,200円、特定家電製品は2,400円 南足柄市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理に関する条例による</p>	

調整方針（案）	
調整（案）内容	小田原市の実施方法を新市に引き継ぐ。
調整内容決定の考え方	2市間で、事務の取り扱いに大きな違いはないが、現在の小田原市の実施方法を新市に引き継ぐこととする。（収集は、祝日を除く月曜日から金曜日）
水準	<p>1日あたりの平均収集回数 予約制（1日最大64件若しくは100個まで）</p> <p>収集日・時間・場所 平日の午前8時30分から午後4時まで（時間指定はできないが、立会いの必要はない） 収集場所は原則として玄関先（家中までは立ち入らない）</p> <p>収集予約の電話受付時間 日曜・年末年始（概ね12月31日～1月3日）を除く日、午前8時～午後4時45分</p> <p>個人情報の取り扱い 市条例（個人情報保護条例）に基づく基本方針等で適正な取り扱いについて定めている。 その中で、委託業者には、廃棄方法や管理体制についての届出等を求めていた。</p> <p>大型ごみ処理手数料 Aランクで協議</p>
調整方針の区分	②小田原市の例により統合 a:合併時

事務事業番号 62162	事務事業名 小動物事業
-----------------	----------------

事務事業の現況

市名	小田原市	南足柄市
事務事業概要	<ul style="list-style-type: none"> 業務委託による小動物の処分及び収集（清掃手数料として、徴収金あり） 委託業者との連絡調整 実績データの管理 	<ul style="list-style-type: none"> 業務委託による小動物の収集（所有者のいないものに限る） 所有者のいるものは自己搬入または許可業者へ委託 委託業者との連絡調整 実績データの管理
実施方法等	<p>毎年3月に、入札により、翌年度分の小動物収集及び焼却処理等業務の委託契約を締結する。</p> <p>小動物収集の電話受付は小動物棟で委託業者が受け付ける。</p> <p>必要に応じて、委託業者との連絡調整（打ち合わせ）を実施。</p> <p>委託業者から小動物処理の実績データを受け取って管理する。</p> <p>清掃手数料は、持込みについて、計量棟の営業時間内は計量棟で当日徴収し、収集分及び計量棟の時間外の持込は後日納付書を送付する。</p>	<p>毎年3月に、随意契約により翌年度分の小動物収集委託契約を締結する。</p> <p>小動物収集の電話受付は環境課が受けける。</p> <p>必要に応じて、委託業者との連絡調整（打ち合わせ）を実施。</p> <p>委託業者から小動物処理の実績データを受け取って管理する。</p>
受付及び収集日・時間	1月1日を除く毎日 午前8時45分から午後5時15分まで (受付当日でも午後4時15分までに受け付けたものは収集する)	所有者のいないものの収集受付に関しては年中無休（日直、守衛対応）
水準 取り扱う小動物及び減免	小田原市民の飼育していた愛玩用小動物（有料 持込1,700円 収集3,400円） 小田原市域及び市境にあり、飼い主が不明な小動物（免除） 市内の公共施設で飼育していた小動物（免除） (行政手続条例による審査基準あり) ※市外の小動物は取り扱い不可	南足柄市内の飼い主が不明な小動物（委託業者が回収） ※市外の小動物は取り扱い不可 所有者がいる愛玩用小動物（有料 持込1,200円 公共施設等に関しては減免）
その他	希望者には焼骨を引き渡す（10日間までの保管とする）。 ただし、1匹ずつ焼くわけではないので、1匹分の完全な形での引き渡しはできない	<ul style="list-style-type: none"> 収集委託業は所有者のいないものに限るため、所有者のいるものは清掃工場へ自己搬入（1頭1,200円）または許可業者へ依頼する。 清掃工場でごみと一緒に焼却（骨は引き渡せない）

調整方針（案）

調整（案）内容	小田原市の実施方法を新市に引継ぐ（焼却処分の際は、小田原市の動物専用炉を使用する）。 料金については新市で検討する。
調整内容決定の考え方	2市間での大きな差異は、動物専用炉の有無と業務委託の内容等だが、市民サービス等を考慮し小田原市の実施方法を採用するものとする。
受付及び収集日・時間	1月1日を除く毎日 午前8時45分から午後5時15分まで (受付当日でも午後4時15分までに受け付けたものは収集する)
水準 取り扱う小動物及び減免	小田原市民の飼育していた愛玩用小動物 (有料 持込1,700円 収集3,400円) 小田原市域及び市境にあり、飼い主が不明な小動物（免除） 市内の公共施設で飼育していた小動物（免除） (行政手続条例による審査基準あり) ※市外の小動物は取り扱い不可
その他	小動物専用の炉で焼却処分 希望者には焼骨を引き渡す（10日間までの保管とする）。 ただし、1匹ずつ焼くわけではないので、1匹分の完全な形での引き渡しはできない
調整方針の区分	②小田原市の例により統合 a:合併時

事務事業番号 063125	事務事業名 し尿収集事業
事務事業の現況	
市名 事務事業概要	小田原市 し尿・浄化槽汚泥の収集を行う。
実施方法等	使用者の依頼に基づき、委託業者が収集作業を行う。 ・清掃確認伝票を基に当月の作業件数等を把握し、別途使用者に手数料の納付を求める。 ・住民票の異動によって使用者の状況・世帯人員等を把握し、変更を修正する。
水準 委託料種別	くみ取り(定額)…住民票がある一般家庭のし尿くみ取り(3人以下世帯:1回/月、7人以下世帯:2回/月、8人以上世帯:3回/月) くみ取り(従量)…住民票を持たない一般家庭及び事業所のし尿くみ取り くみ取り(超過)…規定回数を超えた定額世帯のし尿くみ取り くみ取り(臨時)…仮設トイレ等臨時的なし尿くみ取り くみ取り(定額臨時)…定額世帯による臨時的なくみ取り 浄化槽…浄化槽の清掃 加算…車両の運行が困難な箇所において、ホースを50m以上使用した収集時の加算金 市有施設くみ取り(従量・臨時・浄化槽)…市有施設に設置されたトイレのし尿くみ取り及び浄化槽清掃
委託料(27年度)	し尿:22,502千円 浄化槽:282,529千円
例月処理件数(8月)	くみ取り(定額)…989世帯、724人 くみ取り(臨時)…約130件 くみ取り(従量)…約100世帯 浄化槽…約1,100件
調整方針(案)	
調整(案)内容	小田原市の水準を適用する。ただし浄化槽汚泥は許可業者制とする
調整内容決定の考え方	し尿収集のみ新市で行い、浄化槽汚泥は許可業者制とする。 くみ取りに行く回数・申込方法などは小田原市の水準とする。
水準 委託料種別	くみ取り(定額)…住民票がある一般家庭のし尿くみ取り(3人以下世帯:1回/月、7人以下世帯:2回/月、8人以上世帯:3回/月) くみ取り(従量)…住民票を持たない一般家庭及び事業所のし尿くみ取り くみ取り(超過)…規定回数を超えた定額世帯のし尿くみ取り くみ取り(臨時)…仮設トイレ等臨時的なし尿くみ取り くみ取り(定額臨時)…定額世帯による臨時的なくみ取り 加算…車両の運行が困難な箇所において、ホースを50m以上使用した収集時の加算金 市有施設くみ取り(従量・臨時)…市有施設に設置されたトイレのし尿くみ取り
委託料(27年度)	44,102千円
調整方針の区分	①新たな事務事業・実施水準に再編 a:合併時

事務事業調書
(福祉医療部会)

事務事業番号 072101	事務事業名 独居老人等緊急通報システム事業
------------------	--------------------------

事務事業の現況			
市 名	小田原市	南足柄市	
事務事業概要	ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯で、要介護3以上の方を対象に、緊急事態の発生を通報するシステム装置を貸与する。なお、電話回線を使用し受託者（現在はセコム）に通報するため、電話加入権を有していない者については、老人用電話を貸与する。	おおむね65歳以上のひとり暮らしの高齢者で、慢性疾患等により日常注意を要する状態にある方に、緊急事態の発生を通報するシステム装置を貸与する。	
実施方法等	対象者は、民生委員及び介護支援専門員の確認を受け、高齢介護課に申請書を提出する。高齢介護課は、対象者の状況を確認し、事業の適用の要否を決定し、対象者へ通知する。事業の適用を決定した時は、高齢介護課は、受託者へ連絡する。 受託者は、対象者へ携帯用無線発信機、無線受信器、及び専用通報機を貸与する。 対象者は、緊急事態等が発生した時に、貸与されたペンドント型無線発信機のボタンを押すことにより一般加入電話回線を通じ、警備保障会社に通報される。 警備保障会社は、必要に応じ、家族等への連絡や現地へ急行し、救援活動を行う。	対象者は、高齢介護課地域包括支援班に申請書を提出する。 地域包括支援班は、対象者の状況を確認し、事業の適用の要否を決定し、対象者へ通知する。 事業の適用を決定した時は、市は、受託者へ連絡する。 受託者は、対象者へペンドント型発信機、専用通報機を貸与し、事業を実施する。	
水準	対象 要介護認定で要介護3以上の方で、満65歳以上のひとり暮らしの方か、満65歳以上の方のみで構成されている世帯の方。	慢性疾患等により日常注意を要する状態にあるおおむね65歳以上のひとり暮らし高齢者。	
	利用料金 無料。ただし、機器点検のため月100円程度の通信料がかかる。	所得等による階層区分により負担有。	
	老人電話貸与対象者 電話加入権を有していない者で、①前年度所得税非課税である満80歳以上のひとり暮らしの方、②前年度所得税非課税であるおおむね65歳以上のひとり暮らしの老人、または老人のみの世帯に属する者で身体上の慢性疾患等のため常時注意を要する状態にある者。	該当事業無。	

調整方針（案）	
調整（案）内容	老人電話については小田原市の事務処理方法を適用する。 その他の実施方法については、両市差異がないため現行を引き継ぐ。
調整内容決定の考え方	市民サービスの維持・向上のため
水準	名称 独居老人等緊急通報システム事業
	要件 (対象、減免等) 要介護認定で要介護3以上の方で、満65歳以上のひとり暮らしの方か、満65歳以上の方のみで構成されている世帯の方。
	単価 無料。ただし、機器点検のため月100円程度の通信料がかかる。
	老人電話貸与対象者 電話加入権を有していない者で、①前年度所得税非課税である満80歳以上のひとり暮らしの方、②前年度所得税非課税であるおおむね65歳以上のひとり暮らしの老人、または老人のみの世帯に属する者で身体上の慢性疾患等のため常時注意を要する状態にある者。
調整方針の区分	②小田原市の例により統合 a:合併時

事務事業番号 072103	事務事業名 高齢者救急要請カード配付事業・あしがら安心キット交付事業
------------------	---------------------------------------

事務事業の現況			
市 名	小田原市	南足柄市	
事務事業概要	在宅で生活しているおおむね75歳以上の高齢者に対して、あらかじめ持病やかかりつけ医などの緊急時に必要となる情報を記載し、緊急搬送時に利用するための「救急要請カード」を配付することで、救急活動の円滑化を図るとともに、見守り体制の強化を図る。	救急隊員などが救急医療活動に活用するため、持病やかかりつけの医療機関、服用している薬の情報、緊急連絡先などを入れるキットを配布。	
実施方法等	敬老行事の名簿に基づき、民生委員が75歳以上の高齢者へ戸別訪問し救急要請カードを配付する。カードの記入は本人又は家族が行うこととするが、必要に応じて民生委員がその支援を行う。民生委員は、配付状況について市へ報告する。 また、高齢介護課、障がい福祉課、支所等の窓口で希望者に対し随時配付する。	随時申請受付を行う。申請は、高齢介護課窓口、地域包括支援センター、岡本サービスセンター、福沢サービスセンターで受け付けている。民生委員による代理申請も行っている。受付終了後、該当者へ安心キットを配布。	
水準	対象 小田原市に住所を有し、在宅で生活している75歳以上（ただし、平成29年度については満76歳以上、平成30年度以降については満77歳以上）の高齢者。（ただし希望者には配付している。） 利用料金 無料 配付内容 救急要請カード（家庭保存用）、救急要請カード（携帯用）、ステッカー、保管用ビニールケース	持病があり、65歳以上のひとり暮らし高齢者の世帯、65歳以上の高齢者のみの世帯、ひとり暮らし障害者の世帯、障害者のみの世帯、障害者と高齢者のみの世帯の方 救急・災害時の医療情報記入用紙、ステッカー、保管用ビニールケース	

調整方針（案）	
調整（案）内容	小田原市の事務処理方法を適用する。
調整内容決定の考え方	高齢者への周知徹底を図る観点から、一定の年齢を迎えた高齢者全員に交付する。
水準	対象 小田原市に住所を有し、在宅で生活しているおおむね75歳以上（ただし、平成29年度については満76歳以上、平成30年度以降については満77歳以上）の高齢者 利用料金 無料 配付内容 救急要請カード（家庭保存用）、救急要請カード（携帯用）、ステッカー、保管用ビニールケース
調整方針の区分	②小田原市の例により統合 a:合併時

事務事業番号	事務事業名
072116	アクティブシニア応援ポイント事業

事務事業の現況

市名	小田原市	南足柄市
事務事業概要	高齢者の社会参加や生きがいづくりを奨励し支援するため、高齢者のボランティア活動実績にポイントを付与し、ポイントに応じた商品と交換する。	該当なし
実施方法等	対象者は、社会福祉協議会又は高齢介護課に申請して登録を受け、アクティブシニア応援ポイント手帳の交付を受ける。その後、市に登録された高齢者施設等と直接日程調整を行い、ボランティア活動を行い、活動分のスタンプを手帳に押印してもらう。活動は年度単位となるが、翌年度、ポイント交換手続きを行い、希望の商品が参加者のもとに届く。	
水準	対象者	市内在住の満60歳以上の者
	対象施設等	介護保険施設等と、市の施設及び市の主催事業。
	対象活動	入所者の話し相手、送迎や散歩の補助、ゲーム、囲碁・将棋等の相手、歌や音楽の指導や披露、食事介助の補助等、散髪、着替えの補助等、お茶出し、配膳の補助等、洗濯物の整理等、清掃、植栽の世話、草むしり等、その他。
	スタンプ押印対象	1日1回において、1時間以上の活動にあっては1個、2時間以上行った場合又は2か所以上（1か所当たり1時間以上行った場合に限る。）で行った場合にあっては2個を押印する。
	商品の内容と該当ポイント	商品の内容：地場産品を中心に、干物、かまぼこ、お菓子などの食品、寄木細工、鋳物、ちょうどいんなどの工芸品、せっけんなどの日用品、商店会の商品券、防災グッズ等。 該当スタンプ：10～19スタンプで千円相当、20～29スタンプで2千円相当、30～39スタンプで3千円相当、40～49スタンプで4千円相当、50スタンプ以上で5千円相当の商品と交換できる。

調整方針（案）

調整（案）内容	小田原市の事務処理方法を適用する。	
調整内容決定の考え方	60歳以上の高齢者に社会参加を促すことは、介護予防やプロダクティブ・エイジングの視点から、今後ますます必要になる。	
水準	対象者	市内在住の満60歳以上の者
	対象施設等	介護保険施設等と、市の施設及び市の主催事業。
	対象活動	入所者の話し相手、送迎や散歩の補助、ゲーム、囲碁・将棋等の相手、歌や音楽の指導や披露、食事介助の補助等、散髪、着替えの補助等、お茶出し、配膳の補助等、洗濯物の整理等、清掃、植栽の世話、草むしり等、その他。
	スタンプ押印対象	1日1回において、1時間以上の活動にあっては1個、2時間以上行った場合又は2か所以上（1か所当たり1時間以上行った場合に限る。）で行った場合にあっては2個を押印する。
	商品の内容と該当ポイント	商品の内容：地場産品を中心に、干物、かまぼこ、お菓子などの食品、寄木細工、鋳物、ちょうどいんなどの工芸品、せっけんなどの日用品、商店会の商品券、防災グッズ等。 該当スタンプ：10～19スタンプで千円相当、20～29スタンプで2千円相当、30～39スタンプで3千円相当、40～49スタンプで4千円相当、50スタンプ以上で5千円相当の商品と交換できる。
調整方針の区分	②小田原市の例により統合 a:合併時	

事務事業番号	事務事業名
072119	障害者控除対象者認定書交付事務

事務事業の現況

市名	小田原市	南足柄市	
事務事業概要	所得税法施行令及び地方税法施行令に規定する障害者又は特別障害者に係る認定書を交付する。	所得税法施行令及び地方税法施行令に規定する障害者又は特別障害者に係る認定書を交付する。	
実施方法等	対象者又はその親族が、高齢介護課に申請書を提出する。 高齢介護課は、要介護認定に係る調査結果を基に審査し、障害者控除対象者認定書又は非該当通知書を申請者に交付する。	対象者又はその親族が、高齢介護課に申請書を提出する。 高齢介護課は、要介護認定に係る調査結果又は訪問調査を基に審査し、障害者控除対象者認定書又は非該当通知書を申請者に交付する。	
水準	対象 認定基準	市内に住所を有する65歳以上の介護保険法の規定による要介護認定を受けている者で、かつ、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、戦傷病者手帳の交付及び原子爆弾被爆者援護法の認定を受けていない者 (1) 障害者…要介護1以上で、かつ、障害高齢者の日常生活自立度がA以上、又は認知症高齢者の日常生活自立度がII以上 (2) 特別障害者…要介護4以上で、かつ、障害高齢者の日常生活自立度がB以上、又は認知症高齢者の日常生活自立度がIII以上	市内に住所を有する65歳以上の高齢者で、かつ、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けていない者 (1) 障害者…要介護1以上で、かつ、障害高齢者の日常生活自立度がA以上、又は認知症高齢者の日常生活自立度がII以上 (2) 特別障害者…要介護3以上で、かつ、障害高齢者の日常生活自立度がB以上、又は認知症高齢者の日常生活自立度がIII以上

調整方針（案）

調整（案）内容	南足柄市の事務処理方法を適用する。	
調整内容決定の考え方	認定基準が広い（市民に有利）南足柄市の基準を採用する。	
水準	対象 認定基準	市内に住所を有する65歳以上の介護保険法の規定による要介護認定を受けている者で、かつ、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、戦傷病者手帳の交付及び原子爆弾被爆者援護法の認定を受けていない者 (1) 障害者…要介護1以上で、かつ、障害高齢者の日常生活自立度がA以上、又は認知症高齢者の日常生活自立度がII以上 (2) 特別障害者…要介護3以上で、かつ、障害高齢者の日常生活自立度がB以上、又は認知症高齢者の日常生活自立度がIII以上
調整方針の区分	③南足柄市の例により統合 a:合併時	

事務事業番号	事務事業名
072121	福寿カード交付事業

事務事業の現況

市名	小田原市	南足柄市
事務事業概要	市内に住む60歳以上の方が公共施設を利用する際に優待サービスを受けられるように、福寿カードを交付する。	該当なし
実施方法等	対象者は、高齢介護課に住所及び生年月日を証明する公的な資料を添えて申出を行い、福寿カードの交付を受ける。 対象者は、対象の公共施設等を利用する際に福寿カードを提示し、サービスを受ける。	
水準	対象	次のすべての要件を満たすもの。 ・小田原市内に住所を有する者であること。 ・年齢が満60歳以上の者
	優待サービス内容	・小田原城天守閣、松永記念館などの観光施設や文化施設において、福寿カード所持者と付き添い（1名限り）が無料で入場できる。市営御幸の浜プール等のスポーツ関連施設においては、福寿カード所持者のみ無料入場できる。 ・市と協定を締結した民間保養所において、福寿カード所持者が4名以上で利用した場合に、協定料金での宿泊等ができる。
	交付回数及び有効期限	申請は随時受付けており、一度交付を受けると、対象要件を満たし事業が存続する限り有効。再発行也可能である。

調整方針（案）

調整（案）内容	小田原市の事務処理方法を適用する。	
調整内容決定の考え方	現在利用している市民に対して、サービスの提供を保ちつつ、市域が広がることにより、対象施設等も増やす。	
水準	対象	次のすべての要件を満たすもの。 ・市内に住所を有する者であること。 ・年齢が満60歳以上の者
	優待サービス内容	・小田原城天守閣、松永記念館などの観光施設や文化施設において、福寿カード所持者と付き添い（1名限り）が無料で入場できる。市営御幸の浜プール等のスポーツ関連施設においては、福寿カード所持者のみ無料入場できる。 ・市と協定を締結した民間保養所において、福寿カード所持者が4名以上で利用した場合に、協定料金での宿泊等ができる。
	交付回数及び有効期限	申請は随時受付けており、一度交付を受けると、対象要件を満たし事業が存続する限り有効。再発行也可能である。
調整方針の区分	②小田原市の例により統合 a:合併時	

事務事業番号 072125	事務事業名 家族介護用品支給事業
------------------	---------------------

事務事業の現況			
市名	小田原市	南足柄市	
事務事業概要	要介護3以上の在宅で生活している高齢者を介護している家族に対し、介護保険の給付対象外となる介護用品を支給することにより、家族の経済的負担の軽減を図る。	任意事業（家族介護支援事業）として実施。 要介護3以上の市民税非課税世帯の方（同一住所に課税世帯の親族がない等）で、一人で排尿又は排便が困難なねたきりや認知症の方に紙おむつ等の日常生活介護用品を支給する。 購入に要する費用年間6万5千円分を限度に支給 利用者負担 10%	
実施方法等	事業の対象者から提出された申請内容を基に、紙おむつ等の介護用品の支給を行なう。（業務委託）	4月に入札を行い、指定業者を決定する。継続希望者は4月、新規は随時申請を受付する。申請は南足柄市地域包括支援センターで受け付けている。受付終了後、該当、非該当の判定を行い、申請者へ通知する。指定業者が訪問し、サンプル等で必要物品を確定、月1回物品配布。	
水準	支給回数 年2回	年12回（毎月）	
	基準日 (1回目) 6月1日 (2回目) 12月1日	無	
	対象者 (1回目) 要介護3～5の住民税非課税世帯に属する市内在住の者を介護する家族 (2回目) 要介護4・5の住民税非課税世帯に属する市内在住の者を介護する家族	世帯全ての世帯員が地方税法の規定による市町村民税が課されていないものであって、要介護3～5で排尿又は排便の後始末を行うことができないもの。	
	支給用品 紙おむつ等の介護用品 1回につき100枚程度	紙おむつ等の介護用品（年間購入に要する費用が65,000を限度）	
	周知方法 基準日時点で要件を満たす対象者に対し、申請書類等を送付する。	地域包括支援センターパンフレットに記載し、介護申請者へ配布。	

調整方針（案）	
調整（案）内容	小田原市の事務処理方法を適用する。
調整内容決定の考え方	行政改革の方針を踏まえ、年間支給額、支給回数ともに少ない小田原市の水準を適用する。
水準	支給回数 年2回
	基準日 (1回目) 6月1日 (2回目) 12月1日
	対象者 (1回目) 要介護3～5の住民税非課税世帯に属する市内在住の者を介護する家族 (2回目) 要介護4・5の住民税非課税世帯に属する市内在住の者を介護する家族
	支給用品 紙おむつ等の介護用品 1回につき100枚程度（年間約14,000円）
	周知方法 基準日時点で要件を満たす対象者に対し、申請書類等を送付する。
調整方針の区分	②小田原市の例により統合 a:合併時

事務事業番号 072126	事務事業名 家族介護教室開催事業
------------------	---------------------

事務事業の現況		
市名	小田原市	南足柄市
事務事業概要	在宅で高齢者等を介護する家族を対象に、身体的・精神的負担の軽減を図るため、介護方法等を学ぶ講座（家族介護教室）を開催する。	在宅で要介護高齢者を介護している方、これから介護を考えている方、介護に興味がある方を対象に、介護方法、介護予防、介護者の健康づくり等についての知識や技術を習得するための教室を開催。
実施方法等	5日間1コースの家族介護教室を川東地区で1回、川西地区で1回開催する。 家族のニーズを把握するため、要介護認定1～3で居宅介護サービス受給者の家族に対し、無作為抽出にてアンケート調査（500件）を実施する。	2日間1コースの家族介護教室を、保健医療福祉センターで1回開催する。
水準	家族介護教室講師 外部講師報償費1回1万円	外部講師報償費1回最大6万円（講師の職種・人数によって決定）
	ニーズ調査 平成28年度は、第7期の計画調査があるため見送り	なし

調整方針（案）		
調整（案）内容	小田原市の事務処理方法を適用する。	
調整内容決定の考え方	家族介護者の身体的・精神的負担軽減のため、現状を保ち開催する。	
水準	家族介護教室開催規模 5日間1コースの家族介護教室を川東地区で1回、川西地区で1回、南足柄地区で1回開催する。	
	家族介護教室講師 外部講師報償費1回1万円	
	ニーズ調査 家族のニーズを把握するため、要介護1～3で居宅介護サービス受給者の家族に対し、無作為抽出にてアンケート調査を行う。	
調整方針の区分	②小田原市の例により統合	a:合併時

事務事業番号 74136	事務事業名 乳幼児予防接種事業（個別）	
市 名	小田原市	南足柄市
事務事業概要	伝染の恐れがある疾病的発生及びまん延を予防するため、乳幼児予防接種（個別：BCG、Hib小児用肺炎球菌、四種混合、不活化ポリオ、麻しん風しん混合、麻しん、風しん、水痘、日本脳炎、二種混合、子宮頸がん）を実施する。	伝染の恐れがある疾病的発生及びまん延を予防するため、乳幼児予防接種（個別：BCG、Hib小児用肺炎球菌、四種混合、不活化ポリオ、麻しん風しん混合、麻しん、風しん、水痘、日本脳炎、二種混合、子宮頸がん、B型肝炎（H28.10～））を実施する。A類疾病90%交付税措置
実施方法等	小田原医師会、足柄下郡三町と調整のうえ医師会と、また医師会に属していない医療機関と個別に、年度初めに業務委託契約を締結し、実施要領等を送付する。予防接種の実施は通年。医療機関は、接種実施後、実施月の翌月20日までに市に予診票と請求書を提出する。市は予診票の内容を確認し、翌々月18日（18日が土・日、祝日の場合は、その前日の営業日）に医療機関へ委託料を支払う。 毎年6月に小田原医師会の予防接種部会で前年の実施報告を行う。 出生届出時に「予防接種と子どもの健康」を配布するとともに、学校経由または個別通知で対象者に接種勧奨を行う。随時、予防接種履歴の問合せに対応する。	足柄上医師会、足柄上郡5町と調整（交渉・取りまとめを行う幹事市町は持ち回り）のうえ医師会と、また医師会に属していない医療機関と個別に、年度初めに業務委託契約を締結し、実施要領等を送付する。予防接種の実施は通年。医療機関は、接種実施後、実施月の翌月10日までに市に予診票と請求書を提出する。市は予診票の内容を確認し、書類を受理した日から30日以内に医療機関へ委託料を支払う。 毎年1回に南足柄市医師連盟との医療懇談会で前年の実施報告を行う。 出生届出時に「予防接種と子どもの健康」を配布するとともに、学校経由または個別通知で対象者に接種勧奨を行う。随時、予防接種履歴の問合せに対応する。また、里帰り接種には償還払いに対応している。
予防接種の種類・回数	予防接種法等に基づく	予防接種法等に基づく
対象者	市内に住民票がある者のうち、予防接種法施行令に定められた者	市内に住民票がある者のうち、予防接種法施行令に定められた者
実施方法・実施期間	取扱医療機関での個別接種（（一社）小田原医師会、（一社）足柄上医師会、個別医療機関に業務委託）で、通年実施	取扱医療機関での個別接種（（一社）足柄上医師会、（一社）小田原医師会、個別医療機関に業務委託）で、通年実施
延べ接種件数 (平成27年度)	30,724件（予診のみを含む、里帰り接種（償還払い）は適用外）	6,610件（里帰り接種（償還払い）、予診のみを含む）
調整方針（案）		
調整（案）内容	南足柄市の事務処理方法を適用する。	
調整内容決定の考え方	小田原市民に対しても償還払いを行うため、接種について市民の差がなくなり、市民サービスの向上になる。	
予防接種の種類・回数	予防接種法等に基づく	
対象者	市内に住民票がある者のうち、予防接種法施行令に定められた者	
実施方法・実施期間	取扱医療機関での個別接種（（一社）足柄上医師会、（一社）小田原医師会、個別医療機関に業務委託）で、通年実施	
里帰り接種（償還払い）の適用有無	適用あり	
延べ接種件数 (平成27年度)	37,334件	
調整方針の区分	③南足柄市の例により統合 a:合併時	

事務事業番号 74137	事務事業名 高齢者予防接種事業（個別：季節性インフルエンザ）	
市名 小田原市		南足柄市
事務事業概要 個人の発病又はその重症化を防止し、併せてこれによりそのまん延を予防するため、高齢者インフルエンザ予防接種を実施する。		個人の発病又はその重症化を防止し、併せてこれによりそのまん延を予防するため、高齢者インフルエンザ予防接種を実施する。B類疾病30%交付税措置
実施方法等 小田原医師会、足柄下郡三町と調整のうえ医師会と、また医師会に属していない医療機関と個別に、業務委託契約を締結し、実施要領等を送付する。予防接種の実施は10月初旬から翌年2月末まで。医療機関は、接種実施後、実施月の翌月20日までに市に予診票と請求書を提出する。市は予診票の内容を確認し、翌々月18日（18日が土・日、祝日の場合は、その前日の営業日）に医療機関へ委託料を支払う。 また、自己負担金は1,700円だが、市民税非課税世帯、生活保護世帯の者は、市に申請し、発行を受けた負担金免除確認書を医療機関に提出することにより免除となる。		足柄上医師会、足柄上郡5町と調整（交渉・取りまとめを行う幹事市町は持ち回り）のうえ医師会と、また医師会に属していない医療機関と個別に、業務委託契約を締結し、実施要領等を送付する。予防接種の実施は10月初旬から翌年2月末まで。医療機関は、接種実施後、実施月の翌月10日までに市に予診票と請求書を提出する。市は予診票の内容を確認し、書類を受理した日から30日以内に医療機関へ委託料を支払う。 また、自己負担金は1,700円だが、生活保護世帯の者または中国残留邦人等の支援給付を受給している者は、市に申請し、発行を受けた負担金免除確認書を医療機関に提出することにより免除となる。
対象者 ①接種日に、市内に住民票のある65歳以上の者 ②接種日に、市内に住民票のある60歳以上65歳未満の、慢性高度心・肺・腎機能等障害者等（身体障害者手帳1級程度）		①接種日に、市内に住民票のある65歳以上の者 ②接種日に、市内に住民票のある60歳以上65歳未満の、慢性高度心・肺・腎機能等障害者等（身体障害者手帳1級程度）
実施時期 10月初旬から翌年2月末まで		10月初旬から翌年2月末まで
実施方法 取扱医療機関での個別接種（（一社）小田原医師会、（一社）足柄上医師会、個別医療機関に業務委託）		取扱医療機関での個別接種（（一社）足柄上医師会、（一社）小田原医師会、個別医療機関に業務委託）
自己負担 1,700円 ただし、市民税非課税世帯、生活保護世帯、中国残留邦人等の支援給付を受給している者は申請により免除となる。		1,700円 ただし、生活保護世帯、中国残留邦人等の支援給付を受給している者は申請により免除となる。
延べ接種件数 (平成27年度) 23,475件（予診のみを含む）		6,206件（遠隔地接種者の償還払い、予診のみを含む）

調整方針（案）	
調整（案）内容 小田原市の事務処理方法を適用する。	
調整内容決定の考え方 南足柄市民の非課税世帯の者を負担金免除の対象としていることと、サービスが向上する。	
対象者 ①接種日に、市内に住民票のある65歳以上の者 ②接種日に、市内に住民票のある60歳以上65歳未満の、慢性高度心・肺・腎機能等障害者等（身体障害者手帳1級程度）	
実施時期 10月初旬から翌年2月末まで	
実施方法 取扱医療機関での個別接種（（一社）小田原医師会、（一社）足柄上医師会、個別医療機関に業務委託）	
自己負担 1,700円 ただし、市民税非課税世帯、生活保護世帯、中国残留邦人等の支援給付を受給している者は申請により免除。	
延べ接種件数 (平成27年度) 29,678件（遠隔地接種者の償還払いを除く）	
調整方針の区分 ②小田原市の例により統合 a:合併時	

事務事業番号	事務事業名
74138	高齢者予防接種事業（個別：高齢者肺炎球菌）

市 名	小田原市	南足柄市
事務事業概要	個人の発病又はその重症化を防止し、併せてこれによりそのまん延を予防するため、高齢者肺炎球菌予防接種を実施する。	個人の発病又はその重症化を防止し、併せてこれによりそのまん延を予防するため。B類疾病30%交付税措置
実施方法等	小田原医師会、足柄下郡三町と調整のうえ医師会と、また医師会に属していない医療機関と個別に、業務委託契約を締結し、実施要領等を送付する。医療機関は、接種実施後、実施月の翌月20日までに市に予診票と請求書を提出する。市は予診票の内容を確認し、翌々月18日（18日が土・日、祝日の場合は、その前日の営業日）に医療機関へ委託料を支払う。 また、自己負担金は1,700円だが、市民税非課税世帯、生活保護世帯の者は、市に申請し、発行を受けた負担金免除確認書を医療機関に提出することにより免除となる。	足柄上医師会、足柄上郡5町と調整（交渉・取りまとめを行う幹事市町は持ち回り）のうえ医師会と、また医師会に属していない医療機関と個別に、業務委託契約を締結し、実施要領等を送付する。医療機関は、接種実施後、実施月の翌月10日までに市に予診票と請求書を提出する。市は予診票の内容を確認し、書類を受理した日から30日以内に医療機関へ委託料を支払う。
水準	対象者 実施時期 自己負担 延べ接種件数 (平成27年度)	年度末に、65、70、75、80、85、90、95、100歳の、市内に住民票があり、過去に接種歴がない者。または、市内に住民票のある60歳以上65歳未満の、慢性高度心・肺・腎機能等不完全者等（身体障害者手帳1級程度）で、過去に接種歴のない者。 通年 3,000円（市民税非課税世帯、生活保護世帯、中国残留邦人等の支援給付を受給している者は申請により免除） 4,405件（予診のみを含む） 定期接種は年度末に、65、70、75、80、85、90、95、100歳の、市内に住民票があり、過去に接種歴がない者。市内に住民票のある60歳以上65歳未満の、慢性高度心・肺・腎機能等不完全者等（身体障がい1級程度）で、過去に接種歴のない者。任意接種は75歳以上で過去5年間に接種していない者。 通年 3,000円（生活保護世帯、中国残留邦人等の支援給付を受給している者は申請により免除） 715件（遠隔地接種者の償還払い、予診のみを含む）

調整方針（案）	
調整（案）内容	小田原市の事務処理方法を適用する。
調整内容決定の考え方	南足柄市民の非課税世帯の者を負担金免除の対象としていることで、サービスが向上する。県内類似団体と水準は変わらないので、最善の方法であると考える。
水準	対象者 実施時期 自己負担 延べ接種件数 (平成27年度)
調整方針の区分	②小田原市の例により統合 a:合併時

事務事業番号	事務事業名
74139	風しん予防接種事業（個別）

市名	小田原市	南足柄市
事務事業概要	伝染の恐れがある疾病の発生及びまん延を予防するため、大人の風しん予防接種を実施する。	伝染の恐れがある疾病の発生及びまん延を予防するため、大人の風しん予防接種を実施する。
実施方法等	小田原医師会、足柄下郡三町と調整のうえ医師会と、また医師会に属していない医療機関と個別に、年度初めに業務委託契約を締結し、実施要領等を送付する。予防接種の実施は通年。医療機関は、接種実施後、実施月の翌月20日までに市に予診票と請求書を提出する。市は予診票の内容を確認し、翌々月18日（18日が土・日、祝日の場合は、その前日の営業日）に医療機関へ委託料を支払う。 対象経費については、神奈川県風しん予防接種事業費補助金の申請、実績報告をし、交付を受ける。	足柄上医師会、足柄上郡5町と調整（交渉・取りまとめを行う幹事市町は持ち回り）のうえ医師会と、また医師会に属していない医療機関と個別に、業務委託契約を締結し、実施要領等を送付する。医療機関は、接種実施後、実施月の翌月10日までに市に予診票と請求書を提出する。市は予診票の内容を確認し、書類を受理した日から30日以内に医療機関へ委託料を支払う。対象経費については、神奈川県風しん予防接種事業費補助金の申請、実績報告をし、市負担額の1/3の交付を受ける。
水準	対象者	これまで風しんに罹患したことのない、市内に住民票がある平成7年4月1日以前に生まれた者で、次の要件に該当する者（ただし、風しん予防接種を2回受けた者及び平成25年度以降に風しん予防接種の費用の助成を受けたことがある者は除く）。①妊娠を予定又は希望している女性、②妊娠している女性のパートナー、③①のパートナー
	実施時期	通年
	接種費用の助成	接種費用のうち、麻しん風しん混合ワクチンを接種した場合は8,000円、風しん単独ワクチンを接種した場合は4,000円を助成する。
	延べ接種件数 (平成27年度)	439件
		90件

調整方針（案）	
調整（案）内容	小田原市の事務処理方法を適用する
調整内容決定の考え方	限られた予算の中では、風しんの抗体を持っている人の割合が少ない年代に効果的に接種を実施する。
水準	対象者
	これまで風しんに罹患したことのない、市内に住民票がある平成7年4月1日以前に生まれた者で、次の要件に該当する者（ただし、風しん予防接種を2回受けた者及び平成25年度以降に風しん予防接種の費用の助成を受けたことがある者は除く）。①妊娠を予定又は希望している女性、②妊娠している女性のパートナー、③①のパートナー
	実施時期
	接種費用の助成
	接種費用のうち、麻しん風しん混合ワクチンを接種した場合は8,000円、風しん単独ワクチンを接種した場合は4,000円を助成する。
延べ接種件数 (平成27年度)	529件
調整方針の区分	④現行のまま存続 a:合併時

事務事業番号 74140	事務事業名 健康相談事業															
市 名	小田原市															
事務事業概要	心身の健康や生活習慣病などに関する個別の相談に応じ、生活改善のための指導及び助言を行い、家庭における健康管理や疾病予防に役立てる。															
実施方法等	保健センターで定例相談や地区公民館等で身体計測、血圧・血管年齢測定、健康相談、栄養相談など健教室やイベント等で健康相談を実施する。															
水準	<table border="1"> <tr> <td>定例大人相談</td><td>【すこやか健康相談】保健センターで毎月1回予約制で保健師・栄養士の相談 スタッフ 保健師1人、栄養士1人</td><td>特定健診の結果から生活習慣の改善が必要な方を対象に個別に栄養相談を開催し、生活改善のための指導及び助言を行う。また、医療機関からの依頼にも対応する。</td></tr> <tr> <td>地区で定例相談</td><td>【はづらつ健康相談】市内26の自治会連合ごとに、年1回、公民館等で血管年齢、血圧測定、保健師・栄養士相談 スタッフ 保健師2~4人、栄養士1~2人、健康おだわら普及員2~5人、健康づくりサポーター1~2人</td><td>特定健診の結果から生活習慣の改善が必要な方に勧奨の手紙を郵送し、希望者に実施。 保健師による病態・運動の説明 栄養士による食事指導 6か月後にフォローレター郵送し評価を行う</td></tr> <tr> <td>地区依頼やイベント</td><td>113回</td><td></td></tr> <tr> <td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td></td><td></td><td></td></tr> </table>	定例大人相談	【すこやか健康相談】保健センターで毎月1回予約制で保健師・栄養士の相談 スタッフ 保健師1人、栄養士1人	特定健診の結果から生活習慣の改善が必要な方を対象に個別に栄養相談を開催し、生活改善のための指導及び助言を行う。また、医療機関からの依頼にも対応する。	地区で定例相談	【はづらつ健康相談】市内26の自治会連合ごとに、年1回、公民館等で血管年齢、血圧測定、保健師・栄養士相談 スタッフ 保健師2~4人、栄養士1~2人、健康おだわら普及員2~5人、健康づくりサポーター1~2人	特定健診の結果から生活習慣の改善が必要な方に勧奨の手紙を郵送し、希望者に実施。 保健師による病態・運動の説明 栄養士による食事指導 6か月後にフォローレター郵送し評価を行う	地区依頼やイベント	113回							
定例大人相談	【すこやか健康相談】保健センターで毎月1回予約制で保健師・栄養士の相談 スタッフ 保健師1人、栄養士1人	特定健診の結果から生活習慣の改善が必要な方を対象に個別に栄養相談を開催し、生活改善のための指導及び助言を行う。また、医療機関からの依頼にも対応する。														
地区で定例相談	【はづらつ健康相談】市内26の自治会連合ごとに、年1回、公民館等で血管年齢、血圧測定、保健師・栄養士相談 スタッフ 保健師2~4人、栄養士1~2人、健康おだわら普及員2~5人、健康づくりサポーター1~2人	特定健診の結果から生活習慣の改善が必要な方に勧奨の手紙を郵送し、希望者に実施。 保健師による病態・運動の説明 栄養士による食事指導 6か月後にフォローレター郵送し評価を行う														
地区依頼やイベント	113回															
調整方針（案）																
調整（案）内容	小田原市の事務処理方法を適用するが、新たに南足柄市内の小学校区6か所で健康相談を実施する。															
調整内容決定の考え方	特定健診のフォローは健康相談事業以外でもできるので、地域での健康相談の機会を増やす。															
水準	<table border="1"> <tr> <td>定例大人相談</td><td>【すこやか健康相談】小田原市保健センターで毎月1回予約制で保健師・栄養士の相談。スタッフは常勤の保健師、栄養士の計2人。</td></tr> <tr> <td>地区で定例相談</td><td>【はづらつ健康相談】小田原市内26地区及び南足柄市内6小学校区において、年1回、公民館等で血管年齢、血圧測定、保健師・栄養士相談を実施する。 スタッフ 保健師2~4人、栄養士1~2人、健康おだわら普及員2~5人、健康づくりサポーター1~2人</td></tr> <tr> <td>地区依頼やイベント</td><td>随時</td></tr> <tr> <td></td><td></td></tr> <tr> <td></td><td></td></tr> </table>	定例大人相談	【すこやか健康相談】小田原市保健センターで毎月1回予約制で保健師・栄養士の相談。スタッフは常勤の保健師、栄養士の計2人。	地区で定例相談	【はづらつ健康相談】小田原市内26地区及び南足柄市内6小学校区において、年1回、公民館等で血管年齢、血圧測定、保健師・栄養士相談を実施する。 スタッフ 保健師2~4人、栄養士1~2人、健康おだわら普及員2~5人、健康づくりサポーター1~2人	地区依頼やイベント	随時									
定例大人相談	【すこやか健康相談】小田原市保健センターで毎月1回予約制で保健師・栄養士の相談。スタッフは常勤の保健師、栄養士の計2人。															
地区で定例相談	【はづらつ健康相談】小田原市内26地区及び南足柄市内6小学校区において、年1回、公民館等で血管年齢、血圧測定、保健師・栄養士相談を実施する。 スタッフ 保健師2~4人、栄養士1~2人、健康おだわら普及員2~5人、健康づくりサポーター1~2人															
地区依頼やイベント	随時															
調整方針の区分	①新たな事務事業・実施水準に再編 b:合併後															

事務事業番号 74141	事務事業名 骨密度測定事業
市 名	小田原市
事務事業概要	該当なし
実施方法等	<p>【対象者】市内に住所を有する当該年度20～69歳の者 【実施方法】集団 骨密度単独2回／年 婦人がん検診と同時4回／年 開催 【実施内容】骨密度測定・結果説明</p>
水準	自己負担
	周知
	申し込み方法
	従事者

調整方針（案）	
調整（案）内容	廃止
調整内容決定の考え方	平成27年度備品登録を高齢介護課に変更したため、合併後は使用できない可能性有。合併後の骨密度測定器の活用方法は、南足柄市高齢介護課が決定する。
水準	対象者
	実施方法
	実施内容
	自己負担
	従事者
調整方針の区分	⑤廃止 a:合併時

事務事業番号 74143	事務事業名 胃がん検診事業															
市 名	小田原市															
事務事業概要	胃がんの早期発見、早期治療により、市民の胃がんによる死亡率の減少を図るとともに、市民の健康に対する意識の高揚を図る。昭和34年度から開始。															
実施方法等	集団検診のみ。市内14会場で実施。（財）神奈川県労働衛生福祉協会に委託。 電話申し込み制。ただし、前年度胃がん検診受診者のうち、異常なしの者で、当該年度胃がんバリウム検診対象者の場合は、同時期、同会場で自動予約される。 検査内容は、問診・胃部レントゲン間接撮影。結果は、後日郵送。 H28年度より、検査前に血圧測定実施（義務化）委の看護師が測定している。市職員は、受付等業務のため毎回1名（必要に応じて2名）従事。															
水準	<table border="1"> <tr> <td>対象者</td><td>市内に住所を有する当該年度40歳以上の者（胃がんリスク検診対象者及び管理中のものを除く）</td><td>市内に住所を有する当該年度40歳以上の者</td></tr> <tr> <td>実施期間</td><td>6月1日～3月31日のうち、市が指定した日 H28年度34回</td><td>6月1日～3月31日 集団健診はそのうち市が指定した日 (H28年度28回)</td></tr> <tr> <td>委託料・自己負担</td><td>【委託料】4,719円／件、医師立会分64,800円／回、H29年度から看護師立会分16,200円／回 【自己負担】1,400円（70歳以上、65歳～69歳の後期高齢者、市民税非課税世帯の者、生活保護受給者は免除） 当該年度69歳以下の市民税非課税世帯による免除は、申請を受け、負担金免除確認書を発行</td><td>【委託料】個別21,211円／件 集団4,536円／件 【自己負担】個別3,000円 集団1,500円、（身体障害者手帳1～2級、精神保健福祉手帳、療育手帳A1・A2、福祉医療証、被爆者健康手帳を持っている方、75歳以上、生活保護世帯、市民税非課税世帯の方は無料）当該年度74歳以下の市民税非課税世帯による免除は、申請を受け、負担金免除決定通知書を発行。</td></tr> <tr> <td>周知、受診勧奨等</td><td>健康カレンダー、ホームページ、広報で日程等周知。5月下旬に対象者全員に受診券送付。 受診者（自動予約、電話予約）には、事前に受診案内及び問診票を送付。</td><td>健康カレンダー、健康カレンダー追加版、ホームページ、広報で日程等周知。5月下旬に対象者全員に受診券送付。 集団健診予約者には、事前に受診案内及び問診票を送付。</td></tr> <tr> <td>精度管理</td><td>一次検診で、要精密検査になったもののうち、市内二次検診取扱い医療機関で精密検査を受けたものについては、胃がん・大腸がん読影会（小田原医師会運営）において指導医とともに二重読影し判定する。 精度管理委託料2,240,000円（200人まで）超過分1件6,900円 精密検査連絡票返送時には、210円／件支払う</td><td>個別検診の場合、胃がんの一次検診結果について、全件、医師会が運営する読影会（足柄上医師会運営）において、指導医または読影医とともに二重読影を行い、検討・判定することにより精度管理を行う。胃がん・肺がん読影会（足柄上医師会運営）精度管理委託料300,000円／回 集団検診の場合、一次検診の結果、要精密検査になった者で、二次・三次医療機関を紹介する場合、一次医療機関は「胃がん精密検査連絡票」を発行し、精密検査実施医療機関が結果を市に報告する。 精密検査連絡票返送時には、210円／件支払う。</td></tr> </table>	対象者	市内に住所を有する当該年度40歳以上の者（胃がんリスク検診対象者及び管理中のものを除く）	市内に住所を有する当該年度40歳以上の者	実施期間	6月1日～3月31日のうち、市が指定した日 H28年度34回	6月1日～3月31日 集団健診はそのうち市が指定した日 (H28年度28回)	委託料・自己負担	【委託料】4,719円／件、医師立会分64,800円／回、H29年度から看護師立会分16,200円／回 【自己負担】1,400円（70歳以上、65歳～69歳の後期高齢者、市民税非課税世帯の者、生活保護受給者は免除） 当該年度69歳以下の市民税非課税世帯による免除は、申請を受け、負担金免除確認書を発行	【委託料】個別21,211円／件 集団4,536円／件 【自己負担】個別3,000円 集団1,500円、（身体障害者手帳1～2級、精神保健福祉手帳、療育手帳A1・A2、福祉医療証、被爆者健康手帳を持っている方、75歳以上、生活保護世帯、市民税非課税世帯の方は無料）当該年度74歳以下の市民税非課税世帯による免除は、申請を受け、負担金免除決定通知書を発行。	周知、受診勧奨等	健康カレンダー、ホームページ、広報で日程等周知。5月下旬に対象者全員に受診券送付。 受診者（自動予約、電話予約）には、事前に受診案内及び問診票を送付。	健康カレンダー、健康カレンダー追加版、ホームページ、広報で日程等周知。5月下旬に対象者全員に受診券送付。 集団健診予約者には、事前に受診案内及び問診票を送付。	精度管理	一次検診で、要精密検査になったもののうち、市内二次検診取扱い医療機関で精密検査を受けたものについては、胃がん・大腸がん読影会（小田原医師会運営）において指導医とともに二重読影し判定する。 精度管理委託料2,240,000円（200人まで）超過分1件6,900円 精密検査連絡票返送時には、210円／件支払う	個別検診の場合、胃がんの一次検診結果について、全件、医師会が運営する読影会（足柄上医師会運営）において、指導医または読影医とともに二重読影を行い、検討・判定することにより精度管理を行う。胃がん・肺がん読影会（足柄上医師会運営）精度管理委託料300,000円／回 集団検診の場合、一次検診の結果、要精密検査になった者で、二次・三次医療機関を紹介する場合、一次医療機関は「胃がん精密検査連絡票」を発行し、精密検査実施医療機関が結果を市に報告する。 精密検査連絡票返送時には、210円／件支払う。
対象者	市内に住所を有する当該年度40歳以上の者（胃がんリスク検診対象者及び管理中のものを除く）	市内に住所を有する当該年度40歳以上の者														
実施期間	6月1日～3月31日のうち、市が指定した日 H28年度34回	6月1日～3月31日 集団健診はそのうち市が指定した日 (H28年度28回)														
委託料・自己負担	【委託料】4,719円／件、医師立会分64,800円／回、H29年度から看護師立会分16,200円／回 【自己負担】1,400円（70歳以上、65歳～69歳の後期高齢者、市民税非課税世帯の者、生活保護受給者は免除） 当該年度69歳以下の市民税非課税世帯による免除は、申請を受け、負担金免除確認書を発行	【委託料】個別21,211円／件 集団4,536円／件 【自己負担】個別3,000円 集団1,500円、（身体障害者手帳1～2級、精神保健福祉手帳、療育手帳A1・A2、福祉医療証、被爆者健康手帳を持っている方、75歳以上、生活保護世帯、市民税非課税世帯の方は無料）当該年度74歳以下の市民税非課税世帯による免除は、申請を受け、負担金免除決定通知書を発行。														
周知、受診勧奨等	健康カレンダー、ホームページ、広報で日程等周知。5月下旬に対象者全員に受診券送付。 受診者（自動予約、電話予約）には、事前に受診案内及び問診票を送付。	健康カレンダー、健康カレンダー追加版、ホームページ、広報で日程等周知。5月下旬に対象者全員に受診券送付。 集団健診予約者には、事前に受診案内及び問診票を送付。														
精度管理	一次検診で、要精密検査になったもののうち、市内二次検診取扱い医療機関で精密検査を受けたものについては、胃がん・大腸がん読影会（小田原医師会運営）において指導医とともに二重読影し判定する。 精度管理委託料2,240,000円（200人まで）超過分1件6,900円 精密検査連絡票返送時には、210円／件支払う	個別検診の場合、胃がんの一次検診結果について、全件、医師会が運営する読影会（足柄上医師会運営）において、指導医または読影医とともに二重読影を行い、検討・判定することにより精度管理を行う。胃がん・肺がん読影会（足柄上医師会運営）精度管理委託料300,000円／回 集団検診の場合、一次検診の結果、要精密検査になった者で、二次・三次医療機関を紹介する場合、一次医療機関は「胃がん精密検査連絡票」を発行し、精密検査実施医療機関が結果を市に報告する。 精密検査連絡票返送時には、210円／件支払う。														

調整方針（案）

調整（案）内容	小田原市の実施方法を適用する										
調整内容決定の考え方	胃がん検診については、今後、国の指針である内視鏡検査導入を視野に入れ検討し、当面は南足柄市のバリウムの個別検診を実施しないことで経費を抑える代わりに、南足柄市では新たに未実施の胃がんリスク検診を実施し、内容の充実を図る。										
水準	<table border="1"> <tr> <td>対象者</td><td>40歳以上（胃がんリスク検診対象者は除く）</td></tr> <tr> <td>実施方法（集団・個別）</td><td>集団検診：業者委託</td></tr> <tr> <td>検査内容</td><td>問診・胃部レントゲン・関節撮影</td></tr> <tr> <td>委託料</td><td>集団検診：4,719円／件、医師立会分64,800円／回、H29年度から看護師立会分16,200円／回</td></tr> <tr> <td>自己負担</td><td>集団検診：1,400円 (70歳以上、65歳～69歳の後期高齢者、市民税非課税世帯の者、生活保護受給者は免除)</td></tr> </table>	対象者	40歳以上（胃がんリスク検診対象者は除く）	実施方法（集団・個別）	集団検診：業者委託	検査内容	問診・胃部レントゲン・関節撮影	委託料	集団検診：4,719円／件、医師立会分64,800円／回、H29年度から看護師立会分16,200円／回	自己負担	集団検診：1,400円 (70歳以上、65歳～69歳の後期高齢者、市民税非課税世帯の者、生活保護受給者は免除)
対象者	40歳以上（胃がんリスク検診対象者は除く）										
実施方法（集団・個別）	集団検診：業者委託										
検査内容	問診・胃部レントゲン・関節撮影										
委託料	集団検診：4,719円／件、医師立会分64,800円／回、H29年度から看護師立会分16,200円／回										
自己負担	集団検診：1,400円 (70歳以上、65歳～69歳の後期高齢者、市民税非課税世帯の者、生活保護受給者は免除)										
調整方針の区分	②小田原市の例により統合 a:合併時										

事務事業番号	事務事業名
74144	胃がんリスク検診事業

市名	小田原市	南足柄市
事務事業概要	胃がんの早期発見、早期治療により、市民の胃がんによる死亡率の減少を図る。かねてから胃がんの受診率が低かったことと、医師会の強い要望もあり、簡易な検査方法（血液検査）で受診率向上をめざし平成25年度から開始した。	該当なし
実施方法等	(一社) 小田原医師会に委託。市内71医療機関で実施。 検査内容は、問診・血清ペプシノゲン検査・血清ヘリコバクタービロリ抗体検査。 結果は、実施医療機関で説明。	
水準	対象者	市内に住所を有する当該年度40・45・50・55・60・65・70歳の者
	実施期間	6月1日～3月31日
	委託料・自己負担	【委託料】健康診査と同時実施の場合3,499円／件、単独実施の場合7,592円／件 【自己負担】2,000円（70歳以上、65歳～69歳の後期高齢者、市民税非課税世帯の者、生活保護受給者は免除） 当該年度69歳以下の市民税非課税世帯による免除は、申請を受け、負担金免除確認書を発行
	周知、受診勧奨等	健康カレンダー、ホームページで受診方法や取扱医療機関等について周知。 5月下旬に対象者全員に受診券送付。
	精度管理	一次検査で、要精密検査になった者のうち、市内二次検診取扱い医療機関で精密検査を受けた者については、胃がん・大腸がん読影会（小田原医師会運営）において指導医とともに二重読影し判定する。 精度管理委託料 7,097円／件 精密検査連絡票返送時には、210円／件支払う

調整方針（案）	
調整（案）内容	小田原市の実施方法を適用する
調整内容決定の考え方	リスク検診を含む胃がん検診については、国の指針である内視鏡検査導入を視野に入れて検討し、当面は南足柄市のバリウムの個別検診を実施しないことで経費を抑える代わりに、南足柄市では新たに胃がんリスク検診を実施し、内容の充実を図る。
水準	対象者
	市内に住所を有する当該年度40・45・50・55・60・65・70歳の者
	実施方法（集団・個別）
	個別検診：小田原医師会に委託
	検査内容
	問診・血清ペプシノゲン検査・血清ヘリコバクタービロリ抗体検査
	委託料
	健診と同時実施の場合3,499円／件 単独実施の場合7,592円／件
	自己負担
	2,000円 (70歳以上、65歳～69歳の後期高齢者、市民税非課税世帯の者、生活保護受給者は免除)
調整方針の区分	②小田原市の例により統合 a:合併時

事務事業番号 74145	事務事業名 肺がん検診事業
市 名 小田原市	南足柄市
事務事業概要 肺がんの早期発見、早期治療により、市民の肺がんによる死亡率の減少を図るとともに、市民の健康に対する意識の高揚を図る。昭和62年度から開始。	肺がんの早期発見に努め、適切な治療に結びつけることにより、市民の肺がんによる死亡率の減少、健康に対する意識の高揚を図る。
実施方法等 (一社) 小田原医師会に委託。市内60医療機関で実施。 検査内容は、問診・胸部レントゲン撮影検査。 50歳以上で、喫煙指數（1日平均喫煙本数×喫煙年数）が600以上または、血痰の出るものに喀痰細胞診を実施。 結果は、全件読影会で二重読影後、実施医療機関で説明。	個別検診は足柄上医師会に委託。市内9医療機関で実施。直接医療機関へ申し込み制。 集団健診はH28年度は宗教法人寒川神社寒川病院に委託。健康づくり講演口もしくは電話にて申し込み制。 検査内容は、問診・胸部レントゲン撮影検査。喫煙指數（1日平均喫煙本数×喫煙年数）が600以上または、血痰の出るものに喀痰検査を実施。 結果については、個別検診の場合は読影会後、実施医療機関から直接説明、集団健診の場合は後日郵送。
水準 対象者 市内に住所を有する当該年度40歳以上の者	市内に住所を有する当該年度40歳以上の者
実施期間 6月1日～3月31日	6月1日～3月31日 集団健診はそのうち市が指定した日(H28年度28回)
委託料・自己負担 【委託料】健診検査と同時実施の場合2,268円/件、喀痰検査実施6,480円/件 単独実施の場合6,091円/件、喀痰検査実施10,303円/件 【自己負担】500円 喀痰検査実施の場合は+600円 (70歳以上、65歳～69歳の後期高齢者、市民税非課税世帯の者、生活保護受給者は免除) 当該年度69歳以下の市民税非課税世帯による免除は、申請を受け、負担金免除確認書を発行	【委託料】個別の場合：直接撮影一般5,302円/件、直接撮影CR(B4)6,134円/件、直接撮影CR(半切)6,328円/件、喀痰細胞診3,672円/件 集団の場合：1,296円/件、喀痰細胞診1,836円/件 【自己負担】900円、喀痰検査実施の場合+1,300円（身体障害者手帳1～2級、精神保健福祉手帳、療育手帳A1・A2、福祉医療証、被爆者健康手帳を持っている方、75歳以上、生活保護世帯、市民税非課税世帯の方は無料）当該年度74歳以下の市民税非課税世帯による免除は、申請を受け、負担金免除決定通知書を発行
周知、受診勧奨等 健康カレンダー、ホームページで受診方法や取扱医療機関等について周知。 5月下旬に対象者全員に受診券送付。	健康カレンダー、健康カレンダー追加版、ホームページ、広報で日程等周知。5月下旬に対象者全員に受診券送付。 集団健診予約者には、事前に受診案内及び問診票を送付。
精度管理 全件、肺がん読影会（小田原医師会運営）に提出され、指導医とともに二重読影し判定する。 精度管理委託料895円/件 精密検査連絡票返送時には、210円/件の手数料を支払う	個別検診の場合、肺がんの一次検診結果について、全件、医師会が運営する読影会（足柄上医師会運営）において、指導医または読影医とともに二重読影を行い、検討・判定することにより精度管理を行う。肺がん・肺がん読影会精度管理委託料300,000円/回 集団検診の場合、一次検診の結果、要精密検査になった者で、二次・三次医療機関を紹介する場合、一次医療機関は「肺がん精密検査連絡票」を発行し、精密検査実施医療機関が結果を市に報告する。 精密検査連絡票返送時には、210円/件支払う。
実施機関（委託先） 一般社団法人 小田原医師会（取扱医療機関 60医療機関）	個別：一般社団法人 足柄上医師会（取扱医療機関 9医療機関） 集団：宗教法人寒川神社寒川病院
調整方針（案）	
調整（案）内容 小田原市の実施方法を適用した個別検診に加え、集団健診も実施する。	
調整内容決定の考え方 一部南足柄市の実施方法を適用し、受診環境を改善するとともに経費も削減できる。	
水準 対象者 市内に住所を有する当該年度40歳以上の者	
実施方法（集団・個別） 集団検診：業者委託 個別検診：小田原医師会に委託	
検査内容 問診・胸部レントゲン撮影検査。 50歳以上で、喫煙指數（1日平均喫煙本数×喫煙年数）が600以上または、血痰の出るものに喀痰細胞診を実施。	
委託料 個別 同時実施：2,268円/件、喀痰検査6,480円/件 単独実施：6,091円/件、喀痰検査10,303円/件 集団検診：1,296円/件、喀痰検査1,836円/件	
自己負担 500円 喀痰検査実施の場合は+600円 (70歳以上、65歳～69歳の後期高齢者、市民税非課税世帯の者、生活保護受給者は免除)	
調整方針の区分 ①新たな事務事業・実施水準に再編 a:合併時	

事務事業番号 74146	事務事業名 大腸がん検診事業
-----------------	-------------------

市名 小田原市	南足柄市
事務事業概要 大腸がんの早期発見、早期治療により、市民の大腸がんによる死亡率の減少を図るとともに、市民の健康に対する意識の高揚を図る。平成元年度から開始。	大腸がんの早期発見に努め、適切な治療に結びつけることにより、市民の大腸がんによる死亡率の減少、健康に対する意識の高揚を図る。
実施方法等 (一社) 小田原医師会に委託。市内 74 医療機関で実施。 検査内容は、問診・便潜血検査（免疫便潜血検査 2 日法） 結果は、実施医療機関で説明。	個別検診は足柄上医師会に委託。市内 13 医療機関で実施。直接医療機関へ申し込み制。 集団健診は H28 年度は宗教法人寒川神社寒川病院に委託。健康づくり講習会もしくは電話で申し込み制。 検査内容は、問診、便潜血検査（免疫便潜血検査 2 日法） 結果については、個別検診の場合は実施医療機関から直接説明、集団検診の場合は後日郵送。
対象者 市内に住所を有する当該年度 40 歳以上の者	市内に住所を有する当該年度 40 歳以上の者
実施期間 6 月 1 日～3 月 31 日	6 月 1 日～3 月 31 日 集団健診はそのうち市が指定した日（H28 年度 28 回）
委託料・自己負担 【委託料】 健康診査と同時実施の場合 1,166 円／件 単独実施の場合 4,989 円／件 【自己負担】 900 円（70 歳以上、65 歳～69 歳の後期高齢者、市民税非課税世帯の者、生活保護受給者は免除） 当該年度 69 歳以下の市民税非課税世帯による免除は、申請を受け、負担金免除確認書を発行	【委託料】 個別 1,166 円／件 集団 1,296 円／件 【自己負担】 700 円（身体障害者手帳 1～2 級、精神保健福祉手帳、療育手帳 A1・A2、福祉医療証、被爆者健康手帳を持っている方、75 歳以上、生活保護世帯、市民税非課税世帯の方は無料）当該年度 74 歳以下の市民税非課税世帯による免除は、申請を受け、負担金免除決定通知書を発行
周知、受診勧奨等 健康カレンダー、ホームページで受診方法や取扱医療機関等について周知。 5 月下旬に対象者全員に受診券送付。	健康カレンダー、健康カレンダー追加版、ホームページ、広報で日程等周知。5 月下旬に対象者全員に受診券送付。 集団健診予約者には、事前に受診案内及び問診票を送付。
精度管理 一次検診で、要精密検査になった者のうち、市内二次検査扱い医療機関で精密検査を受けた者については、胃がん・大腸がん鏡影会（小田原医師会運営）において指導医とともに二重読影し判定する。 精度管理委託料 7,097 円／件 精密検査連絡票返送時には、210 円／件支払う	集団検診の場合、一次検診の結果、要精密検査になった者で、二次・三次医療機関を紹介する場合、一次医療機関は「大腸がん精密検査連絡票」を発行し、精密検査実施医療機関が結果を市に報告する。 精密検査連絡票返送時には、210 円／件支払う。

調整方針（案）	
調整（案）内容 小田原市の実施方法を適用した個別検診に加え、集団検診も実施する。	
調整内容決定の考え方 一部南足柄市の実施方法を適用し、受診環境を改善するとともに経費も削減する。	
対象者 市内に住所を有する当該年度 40 歳以上の者	
実施方法（集団・個別） 集団検診：業者委託 個別検診：小田原医師会に委託	
検査内容 問診・便潜血検査（免疫便潜血検査 2 日法）	
委託料 健康診査と同時実施の場合 1,166 円／件 単独実施の場合 4,989 円／件 集団検診 1,296 円／件	
自己負担 個別検診：900 円 集団検診：700 円 (70 歳以上、65 歳～69 歳の後期高齢者、市民税非課税世帯の者、生活保護受給者は免除)	
調整方針の区分 ①新たな事務事業・実施水準に再編	a:合併時

事務事業番号 74147	事務事業名 乳がん検診事業	
市 名 小田原市		南足柄市
事務事業概要 乳がんの早期発見、早期治療により、市民の乳がんによる死亡率の減少を図るとともに、市民の健康に対する意識の高揚を図る。マンモグラフィ検査は平成16年度から開始（視触診は昭和61年度から）。		乳がんの早期発見に努め、適切な治療に結びつけることにより、市民の乳がんによる死亡率の減少、健康に対する意識の高揚を図る。マンモグラフィ検査は平成16年度から開始（視触診は昭和41年度から）。
実施方法等 【実施方法】 視触診のみ：当該年度奇数歳の者は、市内25医療機関で受診。（一社）小田原医師会に委託。 マンモグラフィ併用：当該年度偶数歳の者は、集団検査若しくは市内6医療機関のどちらか一方を選択し受診。集団は（財）神奈川県予防医療協会に委託。 【検査内容】 奇数歳は、問診・視触診。（ただしクーポン券対象者はマンモ併用） 偶数歳は、問診・視診・触診・マンモグラフィ 結果は、集団検査は郵送。施設検査は実施医療機関による説明及び統影会後、結果郵送。		【実施方法】 マンモグラフィ併用：個別検診は足柄上病院に委託。直接医療機関へ受診。 集団健診はH28年度は宗教法人寒川神社寒川病院に委託。健康づくり窓口もしくは電話で申し込み制。 視触診のみは、集団でのみ実施。 【検査内容】 30～39歳：問診・視触診 40歳以上：問診・視診・触診・マンモグラフィ 結果については、個別検診の場合は足柄上病院から結果を受け取り、健康づくり課から受診者へ郵送。集団検査の場合は寒川病院から後日郵送。
対象者 市内に住所を有する当該年度40歳以上の女性		市内に住所を有する当該年度30～39歳の女性：問診・視触診検査 市内に住所を有する当該年度40歳以上の女性：問診・視診・触診・マンモグラフィ検査
実施期間 6月1日～3月31日 このうち集団は指定された日、14回（土日含む）		6月1日～3月31日 このうち集団は指定された日、20回（土日含む）
水準 委託料・自己負担 【委託料】施設検診 視触診のみ3,045円／件 マンモ併用9,115円／件 集団検診 マンモ併用のみ8,607円／件 【自己負担】視触診のみ9,000円 マンモ併用 施設2,600円、集団2,500円 (70歳以上、65歳～69歳の後期高齢者、市民税非課税世帯の者、生活保護受給者は免除) 当該年度69歳以下の市民税非課税世帯による免除は、申請を受け、負担金免除確認書を発行		【委託料】施設検診8,860円／件 集団検診 視触診のみ2,160円／件 マンモ併用7,344円／件 【自己負担】視触診のみ9,000円 マンモ併用2,500円 (身体障害者手帳1～2級、精神保健福祉手帳、就業手帳A1・A2、福祉医療証、被爆者健康手帳を持っている方、75歳以上、生活保護世帯(市民税非課税世帯の方は無料)当該年度74歳以下の市民税非課税世帯による免除は、申請を受け、負担金免除決定通知書を発行
周知、受診勧奨等 健康カレンダー、ホームページ、広報で日程等周知。5月下旬に対象者全員に受診券送付。		健康カレンダー、健康カレンダー追加版、ホームページ、広報で日程等周知。5月下旬に対象者全員に受診券送付。集団健診予約者には、事前に受診案内及び問診票を送付。
精度管理 施設検査分のマンモグラフィ併用検査全件と視触診からの精密検査を市内二次医療機関で実施した場合、乳がん検査（小田原医師会運営）に提出され二重計測する。 精度管理委託料 視触診二次 標定数40人まで560,000円、超過分7,097円／件 マンモ二次 2,63円／件 精密検査連絡票返送時には、210円／件の手数料を支払う		個別検診の場合、一次検診の結果、要精密検査になった者で、二次医療機関を紹介する場合、健康づくり課で「乳がん精密検査連絡票」を発行し、精密検査実施医療機関が結果を市に報告する。集団検診の場合、一次検診の結果、要精密検査になった者で、二次医療機関を紹介する場合、一次医療機関は「乳がん精密検査連絡票」を発行し、精密検査実施医療機関が結果を市に報告する。 精密検査連絡票返送時には、210円／件支払う。

調整方針（案）

調整（案）内容 小田原市の実施方法を適用する	
調整内容決定の考え方 対象者、利用者の多い小田原市の実施方法を適用する。	
水準 対象者 40歳以上の女性	
実施方法（集団・個別） 集団検診：業者委託 施設検診：小田原医師会に委託	
検査内容 偶数歳：問診、マンモ、視触診 奇数歳：問診、視触診	
委託料 施設検診 視触診のみ3,045円 マンモ併用9,115円／件 集団検診 マンモ併用のみ8,607円／件	
自己負担 視触診のみ9,000円 マンモ併用 施設2,600円、集団2,500円 (70歳以上、65歳～69歳の後期高齢者、市民税非課税世帯の者、生活保護受給者は免除)	
調整方針の区分 ②小田原市の例により統合 a:合併時	

事務事業番号 74148	事務事業名 子宮がん検診事業
-----------------	-------------------

市名 小田原市	南足柄市
事務事業概要 子宮がんの早期発見、早期治療により、市民の子宮がんによる死亡率の減少を図るとともに、市民の健康に対する意識の高揚を図る。昭和58年度から開始。(体部は昭和62年度から)	子宮がんの早期発見に努め、適切な治療に結びつけることにより、市民の子宮がんによる死亡率の減少、健康に対する意識の高揚を図る。昭和41年度から開始。(体部は平成26年度より廃止)
実施方法等 【実施方法】 集団検診（（財）神奈川県予防医学協会に委託）若しくは医療機関（（一社）小田原医師会に委託）のどちらか一方を選択して受診する。市内取扱医療機関10医療機関 【検査内容】 集団検診は問診、視診、頸部細胞診を行う。医療機関は問診・視診・内診、頸部細胞診を行い、必要に応じて体部細胞診を行う。	【実施方法】 個別検診は足柄上医師会に委託。取扱医療機関 5 医療機関 集団検診はH28年度は宗教法人寒川神社寒川病院に委託。健康づくり課窓口もしくは電話で申し込み制。 【検査内容】 問診・内診、頸部細胞診 結果については、個別検診の場合は医療機関から結果を受け取り、健康づくり課から受診者へ郵送。 集団検診の場合は寒川病院から後日郵送。
対象者 市内に住所を有する当該年度20歳以上の女性	市内に住所を有する当該年度20歳以上の女性
実施期間 6月1日～3月31日	6月1日～3月31日 このうち集団は指定された日、20回（土日含む）
委託料・自己負担 【委託料】施設検診 頸部のみ7,495円／件 頸部+体部13,111円／件 集団検診 頸部のみ4,006円／件 【自己負担】 頸部のみ 施設検診1,600円 集団1,100円 体部追加 施設検診のみ +1,200円 (70歳以上、65歳～69歳の後期高齢者、市民税非課税世帯の者、生活保護受給者は免除) 当該年度69歳以下の市民税非課税世帯による免除は、申請を受け、負担金免除確認書を発行	【委託料】個別検診9,417円／件 集団検診3,240円／件 【自己負担】1,800円 (身体障害者手帳1～2級、精神保健福祉手帳、療育手帳A1・A2、福祉医療証、被爆者健康手帳を持っている方、75歳以上、生活保護世帯、市民税非課税世帯の方は無料) 当該年度74歳以下の市民税非課税世帯による免除は、申請を受け、負担金免除決定通知書を発行
水準 周知、受診勧奨等 健康カレンダー、ホームページ、広報で日程等周知。5月下旬に対象者全員に受診券送付。	健康カレンダー、健康カレンダー追加版、ホームページ、広報で日程等周知。5月下旬に対象者全員に受診券送付。 集団健診予約者には、事前に受診案内及び問診票を送付。
精度管理 一次検診の結果、要精密検査となった者について、一次検診の結果を精密検査実施医療機関にて判定し、精度管理を行う。 精度管理委託料7,097円／件 精密検査連絡票返送時には、210円／件の手数料を支払う	個別検診の場合、一次検診の結果、要精密検査になった者で、二次医療機関を紹介する場合、健康づくり課で「子宮がん精密検査連絡票」を発行し、精密検査実施医療機関が結果を市に報告する。集団検診の場合、一次検診の結果、要精密検査になった者で、二次医療機関を紹介する場合、一次医療機関は「子宮がん精密検査連絡票」を発行し、精密検査実施医療機関が結果を市に報告する。 精密検査連絡票返送時には、210円／件支払う。

調整方針（案）	
調整（案）内容 小田原市の実施方法を適用するが、体部細胞診は廃止する。 免除対象者は小田原市の水準とする。	
調整内容決定の考え方 南足柄市は体部細胞診は実施しておらず、小田原市の水準を下げることで、国の方針に合わせる。	
水準 対象者 20歳以上の女性	
実施方法（集団・個別） 集団検診：業者委託 施設検診：小田原医師会に委託	
検査内容 集団検診：問診、視診、頸部細胞診 医療機関：問診・視診・内診、頸部細胞診	
委託料 施設検診 頸部のみ7,495円／件 集団検診 頸部のみ4,006円／件	
自己負担 頸部のみ 施設検診1,600円、集団1,100円 (70歳以上、65歳～69歳の後期高齢者、市民税非課税世帯の者、生活保護受給者は免除)	
調整方針の区分 ③南足柄市の例により統合 a:合併時	

事務事業番号	事務事業名
74149	前立腺がん検診事業

市 名	小田原市	南足柄市
事務事業概要	前立腺がんの早期発見、早期治療により、市民の前立腺がんによる死亡率の減少を図るとともに、市民の健康に対する意識の高揚を図る。平成14年度から開始。	前立腺がんの早期発見に努め、適切な治療に結びつけることにより、市民の前立腺がんによる死亡率の減少、健康に対する意識の高揚を図る。平成26年度から開始。
実施方法等	(一社) 小田原医師会に委託。市内73医療機関で実施。 検査内容は、問診・前立腺特異抗原測定(PSA検査) 結果は、実施医療機関で説明。	個別検診は足柄上医師会に委託。市内12医療機関で実施。直接医療機関へ申し込み制。 集団健診はH28年度は寒川病院に委託。健康づくり窓口もしくは電話で申し込み制。 検査内容は、問診・前立腺特異抗原測定(PSA検査) 結果については、個別検診の場合は実施医療機関から直接説明、集団検診の場合は後日郵送。
水準	対象者	市内に住所を有する当該年度50歳以上の男性
	実施期間	6月1日～3月31日
	委託料・自己負担	<p>【委託料】 健康診査と同時実施の場合 3,002円／件 単独実施の場合 7,095円／件 要精密検査となった者に「前立腺がん精密検査依頼状（診療情報提供書）」を発行した場合 2,700円／件</p> <p>【自己負担】 1,200円（70歳以上、65歳～69歳の後期高齢者、市民税非課税世帯の者、生活保護受給者は免除） 当該年度60歳以下の市民税非課税世帯による免除は、申請を受け、負担金免除確認書を発行</p>
	周知、受診勧奨等	健康カレンダー、ホームページで受診方法や取扱医療機関等について周知。 5月下旬に対象者全員に受診券送付。
	精度管理	一次検査の結果、要精密検査になった者で、二次・三次医療機関を紹介する場合、一次医療機関は「前立腺がん精密検査依頼状（診療情報提供書）」を発行し、精密検査の結果が戻ってきた際には、市に報告する。 同一施設で、一次・二次検査（保険診療）を実施する場合は、精密検査の結果を精密検査連絡票により市に報告し、それに対して手数料210円／件支払う。
	調整方針（案）	

調整（案）内容	小田原市の実施方法を適用した個別検診に加え、集団検診も実施する。	
調整内容決定の考え方	一部南足柄市の実施方法を適用し、受診環境を改善するとともに経費も削減する。	
水準	対象者	50歳以上の男性
	実施方法（集団・個別）	集団検診：業者委託 個別検診：小田原医師会及び足柄上医師会に委託
	検査内容	問診・前立腺特異抗原測定(PSA検査)
	委託料	個別検診 同時実施：3,002円 単独実施：7,095円 前立腺がん精密検査依頼状（診療情報提供書）発行 2,700円
	自己負担	1,200円（70歳以上、65歳～69歳の後期高齢者、市民税非課税世帯の者、生活保護受給者は免除）
調整方針の区分	①新たな事務事業・実施水準に再編 a:合併時	

事務事業番号 74150	事務事業名 がん検診等無料クーポン事業
-----------------	------------------------

市名	小田原市	南足柄市
事務事業概要	特定の年齢に達した者に対して、子宮頸がん・乳がん検診及び肝炎ウイルス検査の検診費用が無料となるクーポン券及びがん検診手帳を送付することにより、がんについての正しい知識の普及啓発を行い、検診の受診促進、健康の保持増進を図る。	特定の年齢に達した者に対して、子宮頸がん・乳がん検診及び肝炎ウイルス検査の検診費用が無料となるクーポン券及びがん検診手帳を送付することにより、がんについての正しい知識の普及啓発を行い、検診の受診促進、健康の保持増進を図る。
実施方法等	厚生労働省の補助対象事業である「平成28年度新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業実施要項」に基づき、市の予算の範囲内で、特定の生年月日及び未受診等の条件が該当となる市民に、自己負担金が無料となるクーポン券を送付し、併せて該当となるがん検診についての普及啓発を実施する。	厚生労働省の補助対象事業である「平成28年度新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業実施要項」に基づき、市の予算の範囲内で、特定の生年月日、及び未受診等の条件が該当となる市民に、自己負担金が無料となるクーポン券を送付し、合わせて該当となるがん検診についての普及啓発を実施する。
水準	対象者	①子宮頸がん検診…当該年度21歳及び26・31・36・41歳になる者のうち、過去5年度未受診の者 ②乳がん検診…当該年度41歳及び46・51・56・61歳になる者のうち、過去5年度未受診の者 ③肝炎ウイルス検査…当該年度41歳になる者のうち、前年度未受診の者
	実施期間	6月1日～3月31日
	委託料・自己負担	委託料は、各がん検診と同額 自己負担金なし
	周知、受診勧奨等	健康カレンダー、ホームページ、広報で日程等周知。5月下旬に対象者全員に受診券、案内文とともに無料クーポン券送付。
	精度管理	各がん検診に準ずる
		①子宮頸がん検診…当該年度21歳の者 ②乳がん検診…当該年度41歳の者 ③肝炎ウイルス検査…当該年度41歳の者

調整方針（案）	
調整（案）内容	南足柄市の実施方法を適用する。
調整内容決定の考え方	対象年齢を南足柄市に合わせる。
水準	対象者
	①子宮がん検診…21歳 ②乳がん検診…41歳 ③肝炎ウイルス検査…41歳（前年度未受診者）
	委託料
	委託料は、各がん検診と同額 自己負担金なし
	周知方法
	健康カレンダー、ホームページ、広報で日程等周知。5月下旬に対象者全員に受診券、案内文とともに無料クーポン券送付。
調整方針の区分	③南足柄市の例により統合 a:合併時

事務事業番号	事務事業名
74151	肝炎ウイルス検査事業

事務事業の現況

市名		小田原市	南足柄市
事務事業概要		肝炎ウイルス感染の早期発見、早期治療により、肝炎による健康障害の回避、症状の軽減又は進行の遅延を図る。	肝炎ウイルス感染の早期発見に努め、適切な治療に結びつける
実施方法等		(一社) 小田原医師会に委託。市内74医療機関で実施。 検査内容は、問診・HCV抗体検査(必要な者のみHCV核酸増幅検査)、HBs抗原精密測定 結果は、実施医療機関で説明。	個別検査は足柄上医師会に委託。市内14医療機関で実施。直接医療機関へ申し込み。 集団健診は寒川病院に委託。健康づくり講習口もしくは電話で申し込み。 検査内容は、問診・HCV抗体検査(必要な者のみHCV核酸増幅検査)・HBs抗原検査。 結果については、個別検査の場合は実施医療機関から直接説明、集団検査の場合は後日郵送。
水準	対象者	市内に住所を有する当該年度40歳の者及び41歳以上で市の肝炎ウイルス検査の受診機会を逃した者	市内に住所を有する当該年度40歳以上の者で、これまでに同検査を受けたことがない者
	実施期間	6月1日～3月31日	6月1日～3月31日
	委託料・自己負担	【委託料】 健康診査と同時実施の場合3,148円／件 単独実施の場合7,241円／件 【自己負担】 1,200円 (70歳以上、65歳～69歳の後期高齢者、市民税非課税世帯の者、生活保護受給者は免除) 当該年度69歳以下の市民税非課税世帯による免除は、申請を受け、負担金免除確認書を発行	【委託料】 (個別健診) 健康診査を同時実施の場合3,596円／件 単独実施の場合3,866円／件 (集団健診) 2,376円／件 【自己負担】 1,200円 (身体障害者手帳1～2級、精神保健福祉手帳、療育手帳A1・A2、福祉医療証、被爆者健康手帳を持つている方、75歳以上、生活保護世帯、市民税非課税世帯の方は無料) 当該年度74歳以下の市民税非課税世帯による免除は、申請を受け、負担金免除決定通知書を発行
	周知、受診勧奨等	健康カレンダー、ホームページで受診方法や取扱医療機関等について周知。 5月下旬に対象者全員に受診券送付。	健康カレンダー、ホームページで受診方法や取扱医療機関等について周知。
	精度管理	検査の結果、要精密検査(陽性)となった者には、適切な医療指導あるいは専門機関を紹介する県のフォローアップ事業は、現在実施していないが、今後実施に向けて検討中。	

調整方針(案)

調整(案) 内容	小田原市の実施方法を適用した個別検査に加え、集団検査も実施する。
調整内容決定の考え方	受診環境を確保するため、南足柄市の実施方法を一部適用する。
水準	対象者
	市内に住所を有する当該年度40歳の者及び41歳以上で市の肝炎ウイルス検査の受診機会を逃した者
	実施方法(集団・個別)
	集団検査：業者委託 個別検査：小田原医師会に委託
	検査内容
	問診・HCV抗体検査(必要な者のみHCV核酸増幅検査)、HBs抗原精密測定
	委託料
	健康診査と同時実施の場合3,148円／件 単独実施の場合7,241円／件 集団検査 2,376円／件
	自己負担
	1,200円 (70歳以上、65歳～69歳の後期高齢者、市民税非課税世帯の者、生活保護受給者は免除)
調整方針の区分	①新たな事務事業・実施水準に再編 a:合併時

事務事業番号 74154	事務事業名 口腔がん予防啓発事業
-----------------	---------------------

事務事業の現況			
市名	小田原市	南足柄市	
事務事業概要	口腔がんの早期発見、口腔がんの正しい知識の普及啓発を図るため、口腔がん専門医による問診、視診、触診等を行い、必要に応じて医療機関への受診を促す。	該当なし	
実施方法等	歯科医師会に委託して年1～2回、小田原市休日歯科診療所において検診を実施する。		
水準	対象者 1回当たりの人数 実施回数	小田原市、箱根町、真鶴町、湯河原町に住所を有する者 32名 2回	

調整方針（案）		
調整（案）内容	現行の小田原市の事務処理方法を適用するが、対象者に南足柄市民を加える。	
調整内容決定の考え方	南足柄市民が受診できることになる	
水準	対象者 1回当たりの人数 実施回数 歳出決算額 (平成27年度)	小田原市、箱根町、真鶴町、湯河原町、南足柄市に住所を有する者 32名 2回 200千円
調整方針の区分	①新たな事務事業・実施水準に再編 a:合併時	

事務事業番号	事務事業名
74155	特定健康診査事業

事務事業の現況

市名	小田原市	南足柄市
事務事業概要	糖尿病等生活習慣病の発症や重症化の予防を目的に、メタボリックシンドロームに着目し、早期に適切な保健指導による生活習慣改善や医療に結びつけることにより健康の保持増進を図る。	生活習慣病の発症や重症化を予防することを目的として、メタボリックシンドロームに着目した検査項目での健診検査を行う。
実施方法等	(一社) 小田原医師会に委託。市内73医療機関で実施。支払は神奈川県国民健康保険連合会に委託 健診項目は、特定健診開始以前の基本健診の水準を担保するため、国の基準項目に市独自で11検査項目を追加して実施。結果は、実施医療機関で説明。 追加項目：尿潜血・総コレステロール・血清尿酸・総蛋白・ALP・ヘモグロビンA1c・白血球数・血小板数・血清クレアチニン・BUN・LDH	集団健診は寒川病院に委託。個別健診は足柄上医師会（1市5町36医療機関）に委託。支払は、神奈川県国民健康保険連合会に委託。 健診項目は、国の基準項目に、市独自で7項目を追加して実施。結果は、集団健診は寒川病院から直接郵送、個別健診は実施医療機関で説明。 追加項目：尿潜血・血色素量・赤血球数・ヘマトクリット値・血清尿酸・血清クレアチニン・心電図
対象者 実施期間	市内に住所を有する当該年度40歳から74歳までの小田原市国民健康保険被保険者 6月1日～3月31日	市内に住所を有する当該年度40～74歳までの南足柄市国民健康保険被保険者 6月1日～3月31日
委託料・自己負担 水準	【委託料】 基本的健診 9,369円／件 追加健診 1,788円／件 詳細項目 貧血 1,576円／件 心電図 1,404円／件 眼底検査 626円／件 直接国保連へオンライン請求する医療機関へは、オンライン加算 300円／件支払う 事務手数料 500円／件（医師会へ支払） 【自己負担】 2,000円 (70歳以上、65歳～69歳の後期高齢者、市民税非課税世帯の者は免除) 当該年度 69歳以下の市民税非課税世帯による免除は、申請を受け、負担金免除確認書を発行	【委託料】 (集団健診) 基本的健診 3,564円／件 追加健診 1,944円／件 詳細項目 貧血 432円／件 心電図 1,188円／件 眼底検査 972円／件 (個別健診) 基本的健診 1,1,610円／件 追加健診 1,868円／件 詳細項目 貧血 226円／件 心電図 1,404円／件 眼底検査 583円／件 事務手数料 2,700円／件（基本的健診に含む） 【自己負担】 1,500円（市民税非課税世帯の者は免除） 市民税非課税世帯による免除は、申請を受け、負担金免除確認書を発行
周知、受診勧奨等	健康カレンダー、ホームページで受診方法や取扱医療機関等について周知。 5月下旬に対象者全員にがん検診と一体化させた受診券、受診書類を送付。	健康カレンダー、ホームページで受診方法や取扱医療機関等について周知。 5月下旬に対象者全員に受診券と案内を送付。 12月に未受診者の勧奨はがき送付。広報特集記事掲載。健診勧奨チラシを全世帯配布2回、自治会回覧1回行う。
請求の流れ等	①各医療機関から医師会事務局へ請求（紙ベース） ②医師会が打鍵業者にデータ化の依頼後、打鍵業者から国保連に請求 ③打鍵費用は、市から直接医師会に支払い 300円／件 ④健診費用は、国保連の請求により国保連に支払う	(集団健診) ①寒川病院から国保連へ直接データを送る ②健診費用は、国保連の請求により国保連に支払う (個別健診) ①各医療機関から健康づくり部へ検査票が届き、打鍵業者へ依頼 ②打鍵業者にデータ化の依頼後、打鍵業者から国保連に請求 ③健診費用は、国保連の請求により国保連に支払う

調整方針（案）

調整（案）内容	小田原市の実施方法を適用した個別健診に加え、集団健診も実施する。
調整内容決定の考え方	小田原市の実施方法を基準に、南足柄市の実施方法を一部取り入れ、受診環境の改善と経費の削減を図る。
実施方法 水準	集団健診：業者委託 個別健診：小田原医師会に委託
実施期間	6月1日～翌年3月31日
委託料	個別健診：小田原市の委託料を適用 集団健診：南足柄市の委託料を適用
自己負担額	2,000円 (70歳以上、65歳～69歳の後期高齢者、市民税非課税世帯の者は免除)
健診追加項目	小田原市が実施の11項目
調整方針の区分	①新たな事務事業・実施水準に再編 a:合併時

事務事業番号 74157	事務事業名 後期高齢者健康診査事業
-----------------	----------------------

事務事業の現況

市名	小田原市	南足柄市
事務事業概要	神奈川県後期高齢者医療の被保険者等に対し、本市の特定健康診査に準じた健康診査を行うことで、糖尿病等の生活習慣病の発症や重症化の予防及び健康の保持増進を図る。	神奈川県後期高齢者医療の被保険者に対し、特定健康診査に準じた健康診査を行う。
実施方法等	(一社) 小田原医師会に委託。市内74医療機関で実施。支払は神奈川県国民健康保険連合会に委託 健診項目は、特定健診に準ずる。 結果は、実施医療機関で説明。 本来、75歳の誕生日を迎えると後期高齢者医療被保険者にならないが、生年月日や受診時期により資格が変わつては、健診の流れが複雑になるため、当該年度75歳になる者については、特定健診や後期高齢者健診とは制度上切り離して実施。支払いは医療機関が市に直接請求する。	集団健診は寒川病院に委託。個別健診は足柄上医師会（1市5町36医療機関）に委託。支払は、神奈川県国民健康保険連合会に委託。 結果は、集団健診は寒川病院から直接郵送、個別健診は実施医療機関で説明。 当該年度75歳を迎える者については、誕生日を迎えてから受診券を郵送し受診する。誕生日前に受診希望があった場合には、特定健診として受診する（自己負担あり）。
対象者	市内に住所を有し、当該年度中に75歳以上となる者及び65歳以上75歳未満で一定程度の障害があり、寝たきり等の認定を受けた神奈川県後期高齢者医療被保険者	市内に住所を有する神奈川県後期高齢者医療に加入している者
実施期間	6月1日～3月31日	6月1日～3月31日
委託料・自己負担	【委託料】 基本的健診 9,869円／件 追加健診 1,788円／件 詳細項目 貧血1,576円／件 心電図1,404円／件 眼底検査626円／件 直接国保連へオンライン請求する医療機関へは、オンライン加算300円／件を支払う 事務手数料はなし（特定健診のみ500円医師会に支払う） 【自己負担】なし	【委託料】 (集団健診) 基本的健診 3,564円／件 追加健診 1,944円／件 詳細項目 貧血432円／件 心電図1,188円／件 眼底検査972円／件 (個別健診) 基本的健診 1,1,610円／件 追加健診 1,868円／件 詳細項目 貧血226円／件 心電図1,404円／件 眼底検査583円／件 事務手数料 2,700円／件（基本的健診に含む） 【自己負担】なし
周知、受診勧奨等	健康カレンダー、ホームページで受診方法や取扱医療機関等について周知。 5月下旬に対象者全員にがん検診と一体化させた受診券、受診書類を送付。	健康カレンダー、ホームページで受診方法や取扱医療機関等について周知。 5月下旬に対象者全員に受診券と案内を送付。 当該年度75歳になる者については、誕生日を迎えた翌月末に受診券を順次発行。
請求の流れ等	【当該年度75歳】医療機関から市へ直接請求 【当該年度76歳以上】特定健診と同様	(集団健診) ①寒川病院から国保連へ直接データを送る ②健診費用は、国保連の請求により国保連に支払う (個別健診) ①各医療機関から健康づくり課へ診査票が届き、打鍵業者へ依頼 ②打鍵業者にデータ化の依頼後、打鍵業者から国保連に請求 ③健診費用は、国保連の請求により国保連に支払う

調整方針（案）

調整（案）内容	小田原市の実施方法を適用した個別健診に加え、集団健診も実施する。
調整内容決定の考え方	小田原市の実施方法を基準に、南足柄市の実施方法を一部取り入れ、受診環境の改善と経費の削減を図る。
対象者	市内に住所を有し、当該年度中に75歳以上となる者及び65歳以上75歳未満で一定程度の障害があり、寝たきり等の認定を受けた神奈川県後期高齢者医療被保険者
実施方法	集団健診：業者委託 個別健診：小田原医師会に委託
実施期間	6月1日～翌年3月31日
委託料	個別健診：小田原市の委託料を適用 集団健診：南足柄市の委託料を適用
自己負担	なし
調整方針の区分	①新たな事務事業・実施水準に再編 a:合併時

事務事業番号 74158	事務事業名 年度途中転入者健康診査事業
-----------------	------------------------

事務事業の現況

市 名		小田原市	南足柄市
事務事業概要		年度中途転入者等に対し、糖尿病等の生活習慣病を早期発見し、適切な保健指導による生活習慣改善や医療に結びつけることにより、健康の保持増進を図る。	年度中途転入者等に対し、糖尿病等の生活習慣病を早期発見し、適切な保健指導による生活習慣改善や医療に結びつけることにより、健康の保持増進を図る。
実施方法等		(一社) 小田原医師会に委託。市内取り扱い医療機関で実施。健診項目は、特定健診に準ずる。 結果は、実施医療機関で説明。 対象者からの、電話申し込みにより、資格を確認し、受診券類を送付する。	集団健診及び(一社) 足柄上医師会に委託。取り扱い医療機関で実施。健診項目は、特定健診対象者と同様に受診。結果は、郵送(集団) 又は実施医療機関(施設) で説明。 対象者からの、電話申し込みにより、資格を確認し、受診券類を送付する。
水準	対象者	市内に住所を有し、当該年度中に40歳以上となる次の者で、他市町村等が実施する特定健康診査等を受けていない者 ①年度中途に他市区町村から小田原市に転入し、国民健康保険に加入した被保険者 ②年度中途に他市区町村から小田原市に転入した神奈川県後期高齢者医療の被保険者	市内に住所を有し、当該年度中に40歳以上となる次の者で、他市町村等が実施する特定健康診査等を受けていない者 ①年度中途に他市区町村から南足柄市に転入し、国民健康保険に加入した被保険者 ②年度中途に他市区町村から南足柄市に転入した神奈川県後期高齢者医療の被保険者
	実施期間	6月1日～3月31日	6月1日～3月31日
	委託料・自己負担	【委託料】 基本項目+追加項目 8,457円/件 事務費 3,200円/件 詳細項目 貧血 1,576円/件 心電図 1,404円/件 眼底検査 626円/件 【自己負担】 2,000円 (当該年度中に70歳以上となる者、市民税非課税世帯の者は免除) 当該年度 6~9歳以下の市民税非課税世帯による免除は、申請を受け、負担金免除確認書を発行	【委託料】 (集団健診) 基本的健診 3,564円/件 追加健診 1,944円/件 詳細項目 貧血 432円/件 心電図 1,188円/件 眼底検査 972円/件 (個別健診) 基本的健診 1,161円/件 追加健診 1,868円/件 詳細項目 貧血 226円/件 心電図 1,404円/件 眼底検査 583円/件 事務手数料 2,700円/件 (基本的健診に含む) 【自己負担】 1,500円 (当該年度中に75歳以上となる者、市民税非課税世帯の者は免除) 当該年度 7~4歳以下の市民税非課税世帯による免除は、申請を受け、負担金免除確認書を発行
	周知、受診勧奨等	健康カレンダー、ホームページで受診方法について周知。	健康カレンダー、ホームページで受診方法について周知。
	請求の流れ等	翌月20日までに、医療機関から市へ直接請求 直接支払う	集団は月締めで随時処理、施設は翌月20日までに、医療機関から市へ直接請求 直接支払う

調整方針(案)

調整(案) 内容	小田原市の実施方法を適用した個別健診に加え、集団健診も実施する。	
調整内容決定の考え方	小田原市の実施方法を基準に、南足柄市の実施方法を一部取り入れ、受診環境の改善と経費の削減を図る。	
水準	対象者	市内に住所を有し、当該年度中に40歳以上となる次の者で、他市町村等が実施する特定健康診査等を受けていない者 ①年度中途に他市区町村から小田原市に転入し、国民健康保険に加入した被保険者 ②年度中途に他市区町村から小田原市に転入した神奈川県後期高齢者医療の被保険者
	実施方法	集団健診：業者委託 個別健診：小田原医師会に委託
	実施期間	6月1日～翌年3月31日
	委託料	個別健診：小田原市の委託料を適用 集団健診：南足柄市の委託料を適用
	自己負担	2,000円 (当該年度中に70歳以上となる者、市民税非課税世帯の者は免除)
調整方針の区分	①新たな事務事業・実施水準に再編 a:合併時	

事務事業番号 74159	事務事業名 生活保護受給者健康診査事業
-----------------	------------------------

事務事業の現況

市名	小田原市	南足柄市
事務事業概要	生活保護受給世帯の者に対し、糖尿病等の生活習慣病を早期発見し、早期に適切な保健指導による生活習慣改善や医療に結びつけることにより、健康の保持増進を図る。	生活保護世帯の者に対し、特定健康診査に準じた健康診査を行う。
実施方法等	(一社) 小田原医師会に委託。市内取り扱い医療機関で実施。健診項目は、特定健診に準ずる。 結果は、実施医療機関で説明。 対象者からの申し込みにより、生活保護担当課が資格を確認し、受診書類を渡す。	集団健診は寒川病院に委託。個別健診は足柄上医師会（1市5町36医療機関）に委託。健診項目は、後期高齢者健診に準ずる。結果は、集団健診は寒川病院から直接郵送、個別健診は実施医療機関で説明。 健診希望者が直接生活保護担当課で生活保護受給者証を発行してもらい、資格を確認して受診する。
水準	対象者	市内に住所を有し、当該年度中に40歳以上となる者のうち、生活保護受給中の医療保険未加入者
	実施期間	6月1日～3月31日
	委託料・自己負担	【委託料】 基本項目+追加項目 8,457円／件 事務費 3,200円／件 詳細項目 貧血1,576円／件 心電図1,404円／件 眼底検査626円／件 【自己負担】なし 生活保護担当課が負担金免除確認書を発行
	周知、受診勧奨等	健康カレンダー、ホームページで受診方法について周知。
	請求の流れ等	翌月20日までに、医療機関から市へ直接請求 直接支払う

調整方針（案）

調整（案）内容	小田原市の実施方法を適用した個別健診に加え、集団健診も実施する。
調整内容決定の考え方	小田原市の実施方法を基準に、南足柄市の実施方法を一部取り入れ、受診環境の改善と経費の削減を図る。
水準	対象者
	市内に住所を有し、当該年度中に40歳以上となる者のうち、生活保護受給中の医療保険未加入者
	実施方法
	集団健診：業者委託 個別健診：小田原医師会に委託
	実施期間
	6月1日～翌年3月31日
委託料	個別健診：小田原市の委託料を適用 集団健診：南足柄市の委託料を適用
自己負担	なし
調整方針の区分	①新たな事務事業・実施水準に再編 a:合併時

事務事業番号 74160	事務事業名 被用者保険加入者健康診査事業
-----------------	-------------------------

事務事業の現況

市名	小田原市	南足柄市
事務事業概要	被用者保険が実施する特定健康診査の健診項目にない項目を追加で実施することにより、糖尿病等の生活習慣病を早期発見し、早期に適切な保健指導による生活習慣改善や医療に結びつけることにより、健康の保持増進を図る。	該当なし
実施方法等	(一社) 小田原医師会に委託。市内取り扱い医療機関で実施。 健診項目は、市が実施する特定健康診査項目のうち、追加項目と詳細項目で、被用者保険が実施する特定健康診査において実施されない項目（特定健診が優先） 結果は、実施医療機関で説明。 対象者からの申し込みは不要。医療機関が説明し、社保等被用者保険の特定健診と同時に実施する。	
対象者	市内に住所を有し、被用者保険被保険者である当該年度40歳以上74歳の者のうち、被用者保険が実施する特定健康診査を(一社)小田原医師会員の医療機関で受診する者	
実施期間	5月1日～3月31日	
水準 委託料・自己負担	【委託料】基本項目 総コレステロール188円 血清尿酸118円 総蛋白118円 LDH118円 ALP118円 ヘモグロビンA1c529円 血清クレアチニン118円 BUN118円 詳細項目 貧血1,576円／件 心電図1,404円／件 眼底検査626円／件 事務費 1,600円 【自己負担】なし	
周知、受診勧奨等	医師会取扱医療機関に取扱要領を送付し周知。	
請求の流れ等	翌月20日までに、医療機関から市へ直接請求 直接支払う	

調整方針（案）

調整（案）内容	廃止
調整内容決定の考え方	南足柄市は実施していないので、合わせて廃止する。
対象者	
実施方法	
実施期間	
委託料	
自己負担	
調整方針の区分	⑤廃止
	a:合併時

事務事業番号 74161	事務事業名 訪問健康診査事業	事務事業の現況	
市 名	小田原市	南足柄市	
事務事業概要	在宅で療養している者に対し訪問による健康診査を実施し、糖尿病等の生活習慣病の早期発見、健康の保持増進を図る。	該当なし	
実施方法等	(一社) 小田原医師会に委託。取扱医療機関が往診により実施。 健診項目は、特定健康診査に準ずるが、在宅療養に差し支えない範囲で実施。 結果は、実施医療機関で説明。 対象者から直接医療機関に申し込む。特定健診または、後期高齢者健診との重複は不可。		
水準	対象者 市内に住所を有し、当該年度中に40歳以上となる者で、在宅療養中の寝たきりの者及びそれに準ずる者で、来所による健康診査の受診が困難な者 実施期間 6月1日～3月31日 委託料・自己負担 【委託料】13,057円／件 【自己負担】なし 周知、受診勧奨等 医師会取扱医療機関に取扱要領を送付し周知。 請求の流れ等 翌月20日までに、医療機関から市へ直接請求 直接支払う		
調整方針（案）			
調整（案）内容	小田原市の実施方法を適用する		
調整内容決定の考え方	市民の健診水準を合わせる		
水準	対象者 当該年度中に40歳以上となる者で、在宅療養中の寝たきりの者及びそれに準ずる者で、来所による健康診査の受診が困難な者 実施方法 訪問による健康診査 実施期間 6月1日～3月31日 委託料 13,057円／件 自己負担 なし		
調整方針の区分	②小田原市の例により統合	a:合併時	

事務事業番号 74162	事務事業名 成人歯科健康診査事業
-----------------	---------------------

事務事業の現況

市名	小田原市	南足柄市
事務事業概要	生活習慣病予防の一環として健診を実施することにより、早期に適切な医療や生活習慣行動に結びつけ、疾病の悪化及び発症を予防し、健康の保持増進を図る。	該当なし
実施方法等	(一社) 小田原歯科医師会に健診及び分析業務を委託し実施。施設健診のみ。 対象者が、直接市内取り扱い医療機関に申し込む。 健診項目は、問診、診察、歯内の検査、保健指導 健診期間終了後、年度末までに歯科医師会が健診結果の集計、分析を行い市に報告する。	
対象者	市内に住所を有する、当該年度40歳から80歳までの5歳刻みの者	
実施期間	6月1日～2月28日	
委託料・自己負担	【委託料】健診 4,931円／件 分析業務 200,000円／年 【自己負担】1,300円（70歳以上、市民税非課税世帯の者、生活保護受給者は免除）	
周知、受診勧奨等	健康カレンダー、ホームページで受診方法や取扱医療機関等について周知。 5月下旬に対象者全員に受診券送付。	
請求の流れ等	翌月10日までに、医療機関から歯科医師会へ請求。 歯科医師会は毎月20日までに医療機関からの請求を取りまとめ市に請求。 市から歯科医師会に委託料を支払う	

調整方針（案）

調整（案）内容	小田原市の実施方法を適用する。
調整内容決定の考え方	健康増進計画の2大プロジェクトの一つとして位置づけられているため実施する。
対象者	市内に住所を有する、当該年度40歳から80歳までの5歳刻みの者
実施方法	小田原歯科医師会に委託し、個別健診査を行う。
実施期間	6月1日～翌年2月28日
委託料	健診 4,931円／件 分析業務 200,000円／年
自己負担	1,300円（70歳以上、市民税非課税世帯の者、生活保護受給者は免除）
調整方針の区分	②小田原市の例により統合 a:合併時

事務事業調書
(子ども青少年部会)

事務事業番号	事務事業名
081129	寡婦控除みなし適用事業

事務事業の現況

市 名	小田原市	南足柄市
事務事業概要	婚姻歴のないひとり親家庭の父又は母に対して寡婦（夫）控除のみなし適用を行う。保育料、市営住宅家賃、幼稚園就園奨励費等13事業を対象としている。	
実施方法等	申請は随時、子育て政策課の窓口でのみ受け付けている。審査の結果、該当すると判断されたものについて寡婦（夫）控除のみなし適用証明書を発行する。適用証明を受けた者は、適用事業の減免申請等を行つ際に、適用証明書を示して申請等を行い、各事業担当課は寡婦控除が適用されるものとみなして料金等を決定する。 その他、ひとり親ではなくなったとき、氏名、住所、所得の変更があったときは変更届を提出させ、内容を審査し、認定変更を決定する。	
申込時期	随時	
対象者	本市の区域内に住所を有し、対象事業を利用する者又は利用しようとする者で、みなし適用の申請時点において、次に掲げる要件を満たすもの。 (1) 未婚の母又は未婚の父であること。 (2) 児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）による児童扶養手当の支給を受けている者又は児童扶養手当の支給要件を満たす者のうち、合計所得金額が500万円以下であること。	
処理人数（申請人数）	年間：11件（平成27年度実績）	

調整方針（案）

調整（案）内容	小田原市ののみで実施している事業であるが、引き続き実施する。
調整内容決定の考え方	県及び県内のいくつかの市で実施している事業であり、未婚のひとり親家庭が離別・死別のひとり親家庭と同様の支援を受けることは必要である。
申込時期	随時
対象者	本市の区域内に住所を有し、対象事業を利用する者又は利用しようとする者で、みなし適用の申請時点において、次に掲げる要件を満たすもの。 (1) 未婚の母又は未婚の父であること。 (2) 児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）による児童扶養手当の支給を受けている者又は児童扶養手当の支給要件を満たす者のうち、合計所得金額が500万円以下であること。
処理人数（申請人数）	年間：11件（平成27年度実績）
調整方針の区分	②小田原市の例により統合 a:合併時

事務事業番号 81141	事務事業名 入退所管理事務
-----------------	------------------

事務事業の現況		
市名 小田原市		南足柄市
事務事業概要 幼稚園、保育所、認定こども園、小規模保育事業の利用を希望する保護者の申込みを受け付け、利用要件の確認、選考指数の算出、認定証の発行、利用調整及び入園後の管理等を行う。		保育所、認定こども園、家庭的保育事業、小規模保育事業の利用を希望する保護者の申込みを受け付け、利用要件の確認、選考指数の算出、認定証の発行、利用調整及び入園後の管理等を行う。
実施方法等 入所の手引き、申込書の様式等を作成し、4月入所及び毎月の随時入所の申込受付を行う。申込みは本課の窓口及び各保育所等で受け付けている。受付終了後、各保育所等に受入可能児童人数を確認し、入所の判定を行う。結果は、各保育所等で最終的に確認後、確定させ、保護者に通知する。その他、住所、勤務状況の変更等について必要書類を提出させ、在園児童の情報管理等を行う。市外の保育所等に対する利用申込や市外からの利用申込みについては、各市町村との協議・調整を行う。		利用のご案内、申込書の様式等を作成し、4月入所及び毎月の随時入所の申込受付を行う。申込みは本課の窓口で受け付けている。受付終了後、各保育所等に受入可能児童人数を確認し、入所の判定を行う。結果は、本課で最終的に確認後、確定させ、保護者に通知する。その他、住所、勤務状況の変更等について必要書類を提出させ、在園児童の情報管理等を行う。市外の保育所等に対する利用申込や市外からの利用申込みについては、各市町村との協議・調整を行う。
申込時期 4月入所：1次：10月初旬～11月中旬／2次：11月中旬～1月末日 随時入所：利用希望月の前月10日まで		4月入所：1次：10月中旬～11月中旬／2次：11月中旬～2月上旬 随時入所：利用希望月の前月10日まで
利用要件（認定事由） 子ども・子育て支援法施行規則第1条に定める事由に基づく 就労：1日4時間以上かつ1月15日以上（小田原市保育の必要性の認定事由に関する要綱） その他：妊娠・出産、疾病、介護、求職活動、就学、DV等		子ども・子育て支援法施行規則第1条に定める事由に基づく 就労：1日4時間以上かつ1月16日以上 その他：妊娠・出産、疾病、介護、求職活動、就学、DV等
水準 入所判定の方法 保育課職員による判定会を実施。利用判定基準による点数の上位から、希望保育所等に割り振る。		各保育所等の意向を考慮しつつ、利用判定基準による点数の上位から、希望保育所等に割り振る。
処理人数 (入所申込) 4月新規入所：約1,000件／継続利用：2,300件／随時入所：月平均50件		(入所申込) 4月新規入所：約200件／継続利用：約600件／随時入所：月平均10件
その他 民間保育所、小規模保育事業所を月1回中に周回し、申込者に関する情報提供リスト、児童名簿、保育料納入通知書、給食の献立、国や県からの通知や府内他課からのお知らせ等を配布		民間保育所、地域型保育事業所を月1回程度（中旬）に周回し、保育料納入通知書、国や県からの通知や府内他課からのお知らせ等を配布

調整方針（案）		
調整（案）内容 小田原市の事務処理方法を適用する		
調整内容決定の考え方 ・基本的に児童福祉法に基づく事務事業 ・就労による保育所等利用に係る最低基準は事業者・利用者の多い小田原市の水準で実施 ・利用者申込みの規模から入所判定会の実施が必要		
水準 申込時期 4月入所：1次：10月初旬～11月中旬／2次：11月中旬～1月末日 随時入所：利用希望月の前月10日まで		
利用要件（認定事由） 就労：1日4時間以上かつ1月15日以上 その他：妊娠・出産、疾病、介護、求職活動、就学、DV等		
入所判定の方法 職員による判定会を実施。利用判定基準による点数の上位から、希望保育所等に割り振る。		
処理人数 (入所申込) 4月新規入所：約1,200件／継続利用：2,900件／随時入所：月平均60件		
その他 民間保育所、小規模保育事業所を月1回中に周回し、申込者に関する情報提供リスト、児童名簿、保育料納入通知書、給食の献立、国や県からの通知や府内他課からのお知らせ等を配布		
調整方針の区分 ②小田原市の例により統合	a:合併時	

事務事業番号 81209	事務事業名 入所児童健康診断の実施
-----------------	----------------------

事務事業の現況			
市 名	小田原市	南足柄市	
事務事業概要	神奈川県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例第15条に基づく入所児童の健康診断を実施するとともに、嘱託医報酬の予算執行を行う。		神奈川県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例第15条に基づく入所児童の健康診断を実施するとともに、嘱託医報酬の予算執行を行う。
実施方法等	神奈川県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例第15条により、学校安全保健法に準じて実施する。		神奈川県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例第15条により、学校安全保健法に準じて実施する。
水準	嘱託医	10人（公立5園：各園に内科医1、歯科医1） ※小田原医師会及び小田原歯科医師会へ依頼し、各会の会員から推薦された者に対し委嘱	2人（内科医1人、歯科医1人） ※足柄上医師会及び足柄上歯科医師会へ依頼し、各会の会員から推薦されたものに対し委嘱
	実施時期	年2回実施（内科：4月・11月頃、歯科：6月・11月頃）のほか、年度途中入所児童について随時（入所後1か月以内）実施	内科（0～2歳児は毎月、3～5歳児は年2回）歯科（2～5歳児年1回）実施
	平成28年度予算額	報酬1,645千円（1人：159,400円×人頭割額55円×入所児童数）	報酬470千円 内科医：28,000円×12ヶ月 歯科医：117,500円+（人頭割額160円×2歳以上児童数）

調整方針（案）	
調整（案）内容	小田原市の水準を適用する
調整内容決定の考え方	・公立保育所数の多い小田原市の水準で年2回実施 ・類似団体事例においても児童福祉法の基準どおり実施している
水準	嘱託医
	12人（公立6園：各園に内科医1、歯科医1） ※医師会及び歯科医師会へ依頼し、各会の会員から推薦された者に対し委嘱
	実施時期
	年2回実施（内科：4月・11月頃、歯科：6月・11月頃）のほか、年度途中入所児童について随時（入所後1か月以内）実施
調整方針の区分	②小田原市の例により統合 a:合併時

事務事業番号、	事務事業名	
081233	利用者支援事業（特定型）	
事務事業の現況		
市 名	小田原市	南足柄市
事務事業概要		児童又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業などの情報提供や相談・助言などを行うとともに、関係機関との連絡・調整などを行います。
実施方法等		利用者支援専門員1名を窓口に配置。情報提供や相談に応じています。 (8:30~17:15)
水準	H27実績	利用者支援員（非常勤職員）日額7,400円（毎年度予算において定める。） 予算：977,000円（7,400円×11日×12月=976,800円／年） 実績：962,000円
	その他	保育園保育士、幼稚園教諭等児童関係有資格者を雇用
調整方針（案）		
調整（案）内容	南足柄市の水準を適用する	
調整内容決定の考え方	南足柄市のみで実施のため、同市の水準を継承の上、実施する。	
水準	職名及び報酬	利用者支援員（非常勤職員）日額7,400円 (毎年度予算において定める。) 予算：977,000円 (7,400円×11日×12月=976,800円／年) 実績：962,000円
	その他	保育園保育士、幼稚園教諭等児童関係有資格者を雇用
調整方針の区分	③南足柄市の例により統合	a:合併時

事務事業番号 082106	事務事業名 放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ・学童保育所)
------------------	--

事務事業の現況

市 名		小田原市	南足柄市
事務事業概要		「小田原市放課後児童クラブ事業運営要綱」に基づき、労働等により、放課後保護者のいない家庭の児童の健全育成を図ることを目的として実施している放課後児童クラブの運営に必要な財源として保護者負担金を賦課・徴収している。	「南足柄市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」及び「南足柄市放課後児童健全育成事業補助金交付要綱」に基づき、保護者と密接な連絡をとりながら支援及び補助金の交付を行う。
実施方法等		入所申込書等の様式、入所案内の手引きを作成し、新年度入所、夏休み入所、及び年度途中の入所の申込受付を行う。入所申込書類の受付は、青少年課窓口及び各児童クラブで行っている。入所申込書類を受け後、書類の審査を行い、児童クラブごとに設定された定員の範囲内で入所を決定し、保護者宛に入所決定通知書を送付する。入所時において、住所、勤務状況、送迎を行う者などが変更となつた場合、内容変更届を提出させ、入所児童の管理を行う。	実施主体は各学童保育所保護者会で7学童保育所が開設されている。 運営の一部をNPOへ委託：5事業所 保護者会が運営：2事業所
水準	申込時期	新年度入所：10月19日～11月27日 夏休み入所：6月19日～7月7日 年度途中入所：随時受付	各学童保育所保護者会利用規約に規定
	入所要件	市内住所を有し、小学校に通学している児童で、家族の全ての大人が①就労②就学③出産④長期疾病⑤親族の介護)のいずれかに該当すること。	各学童保育所保護者会利用規約に規定
	入所決定の方法	青少年課職員で書類審査を行い、各児童クラブで設定されている定員の範囲内において入所決定する。定員を超えた場合は、学年や入所基準による点数をもとに優先順位を定め入所決定する。	各学童保育所保護者会利用規約に規定
	処理人数（入所申込）	新年度入所：1,415人	新年度入所：276人

調整方針（案）

調整（案）内容	両市の運営方式を継続する。 ただし、負担金や運営水準は小田原市の水準とし、5年を目途に小田原市方式に統合する。	
調整内容決定の考え方	小田原市は、ほぼ直営方式、南足柄市は保護者会が運営（一部NPOへ委託）しており、運営方式が異なるため、すぐに統一した運営方法にすることは難しい。	
水準	申込時期	（小田原市） 新年度入所：例年10月中旬から11月末頃 夏休み入所：例年6月中旬から7月上旬 年度途中入所：随時受付 (南足柄市) 各事業所により異なる。
	入所要件	市内住所を有し、小学校に通学している児童で、家族の全ての大人が①就労②就学③出産④長期疾病⑤親族の介護)のいずれかに該当すること。
	入所決定の方法	青少年課職員で書類審査を行い、各児童クラブで設定されている定員の範囲内において入所決定する。定員を超えた場合は、学年や入所基準による点数をもとに優先順位を定め入所決定する。
	処理人数（入所申込）	新年度入所： 1,691 人
	調整方針の区分	④現行のまま存続 a:合併時

事務事業番号	事務事業名
82124	地域・世代を超えた体験学習開催事業

事務事業の現況

市 名	小田原市	南足柄市
事務事業概要	地域資源を活かし、学校や世代を超えた交流を図りながら、日ごろ経験のできない自然体験や社会体験などの機会を子どもたちに提供し、郷土愛や自立心、創造性などを育むことのできる体験学習の場を提供する。	
実施方法等	指導者養成研修事業「おだわら自然楽校」を受講した指導者により組織された「地域・世代を超えた体験学習実行委員会」に事業を委託し、実行委員会の中で宿泊体験学習の企画立案や準備作業を行っている。市内在住の小学校5、6年生を対象に参加者を募集し、応募数が定員を超えた場合は抽選により確定している。学区や学年が異なる参加者に研修受講者である指導者がサポートに入り、班単位での団結力を高めながら、2泊3日にわたり、適度に負荷のかかる体験活動を行っている。また、同様に日帰りのプログラムを企画立案し実施している。	
水準	開催日 ①平成27年7月31日～8月2日（2泊3日） ②平成27年8月8日～8月10日（2泊3日） ③平成28年3月13日（日帰り）	
	開催場所 旧片浦中学校及び片浦地域（テント泊）	
	参加人数 ①参加者) 48名、指導者) 20名 ②参加者) 48名、指導者) 19名 ③参加者) 33名、指導者) 11名	

調整方針（案）

調整（案）内容	南足柄未実施のため 小田原市の実施方法にて行う。
調整内容決定の考え方	子どもの成長につながる本事業は必要性が高く、効果的なため南足柄市では実施していないが、新市においても継続する。
水準	開催日 夏休み期間に2泊3日を2回、3月中に日帰り1回
	開催場所 旧片浦中学校及び片浦地域（テント泊）または他地域での実施
	参加人数 夏休み期間実施については 各回 参加者) 48名、指導者) 20名 3月実施については 参加者) 33名、指導者) 11名
調整方針の区分	②小田原市の例により統合 a:合併時

事務事業番号 82125	事務事業名 地域体験学習事業
-----------------	-------------------

事務事業の現況			
市 名	小田原市	南足柄市	
事務事業概要	地域の企画・運営による、地域の子どもたちを中心とした地域コミュニティの図られる、あるいは、ふるさとへの愛着などを育みながら世代間交流が図られるような体験学習事業を実施する。		
実施方法等	地域の子どもたちに様々な体験活動を通じて自主性や創造力を身に付けてもらうとともに世代間交流が図られることを目的とした事業を地域団体等に委託する。		
委託地区数	2地区（三の丸・富士見）		
事業内容	①避難所生活体験から災害を考えてみよう（三の丸地区） ②小田原の自然を学び地元の間伐材を利用し学校の畑を整備する卒業記念制作（富士見地区）		
水準			

調整方針（案）	
調整（案）内容	南足柄市は未実施のため 小田原市の事務処理方式にて継続実施する。
調整内容決定の考え方	新市においても地域のコミュニティの形成や世代間交流が図られる本事業は継続の必要性がある。
委託地区数	3 地区
事業内容	具体的な内容は、各地域で検討
水準	
調整方針の区分	②小田原市の例により統合 a:合併時

事務事業番号	事務事業名
82126	青少年交流事業

事務事業の現況

市名	小田原市	南足柄市
事務事業概要	子ども会や地域で活躍できるリーダーに必要となるための楽しみながら学ぶことのできるプログラムによる研修・体験「チャレンジ アンド トライ」を実施する。	
実施方法等	各小学校区の代表児童がレクリエーションなどを通じて地域を越えた交流を深めるとともに、各地域でリーダーとして活躍してもらうことを目的とした事業の実施について、市内各地区の子ども会を総括する小田原市子ども会連絡協議会に委託する。	
水準	委託時期	例年7月上旬
	対象児童	市内各小学校区の子ども会加入の小学6年生 男女1名ずつ
	参加児童数	50人

調整方針（案）

調整（案）内容	南足柄市の新規子ども会リーダー研修会・新規指導者研修会事業のうち、新規子ども会リーダー研修会を小田原市の青少年交流事業と統合する。新規指導者研修会事業を小田原市の前期・後期育成者・指導者研修会と統合する。（別事業として別日に実施する）事業区分は、子ども会支援事業と統合し実施する。
調整内容決定の考え方	青少年交流事業（チャレンジアンドトライ）は南足柄市の事業の新規子ども会リーダー研修会と統合する。
水準	委託時期
	7月上旬
	対象児童
	市内各小学校区の子ども会加入の小学6年生 男女1名ずつ
参加児童数	62人
調整方針の区分	②小田原市の例により統合 a:合併時

事務事業番号 82128	事務事業名 地域内子ども交流事業	
事務事業の現況		
市名	小田原市	南足柄市
事務事業概要	スポーツ・レクリエーションを通じ市内の小学生相互の親睦・交流を深めるとともに、文化活動の発表を行う「ふれあい子どもフェスティバル」を実施する。	
実施方法等	8月下旬に学区連合子ども会の代表と小田原市子ども会連絡協議会役員により組織される「ふれあい子どもフェスティバル実行委員会」を立ち上げる。フェスティバルの準備、進行、役割分担など円滑な運営を図るために複数回の実行委員会を開催する。参加者は各単位子ども会にて募集し、小田原アリーナにおいて、小学生を対象としたスポーツ・レクリエーションなどを通じ、地域を超えた交流とともに児童の心身の健全な育成を図る事業を実施する。市は、市内各地区の子ども会を総括する小田原市子ども会連絡協議会に委託する。	
水準	委託時期 例年10月下旬実施	
	対象者 市内小学生約800人、育成者・指導者約100人	
調整方針（案）		
調整（案）内容	南足柄市は事業未実施のため、小田原市における子ども会支援事業に位置づけ、小田原市の事務処理方式を適用し継続実施する。	
調整内容決定の考え方	ふれあい子どもフェスティバルは市内の小学生相互の親睦・交流を深めることが主目的である必要な事業であるため、継続実施する。事業としては子ども会支援事業と統合し、市子ども会連絡協議会への委託事業として実施する。	
水準	委託時期 例年10月下旬実施	
	対象者 市内小学生約1,000人、育成者・指導者約125人	
調整方針の区分	②小田原市の例により統合	a:合併時

事務事業番号 82129	事務事業名 相談及び自立・更生支援事業
-----------------	------------------------

事務事業の現況

市名	小田原市	南足柄市	
事務事業概要	ひきこもり、若年無業者（ニート）、非行等の問題行動、不登校、進学、家族や友人関係など様々な問題で悩む青少年や保護者等からの相談に、青少年相談員が応じ、助言、面接指導や専門機関への橋渡しなど問題の早期解決のための支援を行う。	専任相談員を配置し、来所・メール・訪問（必要に応じ）・電話相談を毎年実施。本人・家族等・学校関係者・その他からの、いじめ・不登校・非行・その他青少年に関する相談業務を実施。	
実施方法等	心理カウンセラー等の資格を有する青少年相談員2人を設置し、電話や面接による青少年相談を実施するとともに、必要に応じ訪問面接も実施する。また、状況により相談者の同意を得たうえで関係課等と連携し対応する。	青少年相談員を配置し、電話、面接、メールによる青少年相談を実施するとともに、必要に応じ訪問面接も実施する。また、状況により相談者の同意を得たうえで関係課等と連携し対応する。	
水準	電話相談	23年度：66件 24年度：175件 25年度：202件 26年度：231件 27年度：285件	平成23年度：15件 平成24年度：6件 平成25年度：10件 平成26年度：29件 平成27年度：17件
	面接相談（訪問含む）	23年度：99件 24年度：67件 25年度：111件 26年度：137件 27年度：176件	平成23年度：5件 平成24年度：5件 平成25年度：24件 平成26年度：165件 平成27年度：75件
	その他	①学校訪問：市内11中学校を訪問し（各校年1回）情報交換を行う ②毎月の相談内容の集計 ③相談員研修への参加（年に2～3回程度）	①毎月の相談内容の集計 ②相談員研修への参加（年1～2回程度）

調整方針（案）

調整（案）内容	①実施方法等については、小田原市の方式を適用する。 ②相談対象年齢については、小田原市の年齢要件（0～30歳代まで）を適用する。	
調整内容決定の考え方	年齢要件については、子ども・若者育成支援推進法の対象範囲とする。	
水準	電話相談	H27年度実績よりも増加見込み
	面接相談（訪問含む）	H27年度実績よりも増加見込み
	その他	①学校訪問：合併新市14中学校を訪問し（各校年1回）情報交換を行う。 ②相談員研修への参加：各相談員年2～3回程度（H27年度同水準）

事務事業番号 82130	事務事業名 青少年相談センター管理運営事業
-----------------	--------------------------

事務事業の現況

市 名	小田原市	南足柄市
事務事業概要	青少年の健全育成及び非行防止を図るために拠点施設である青少年相談センターの管理運営を行う。	なし
実施方法等	施設の清掃委託、相談用の自動車管理など、青少年等が安心して相談できる環境を整えるための施設の管理業務を実施する。（市直営）	なし
水準	建物・敷地面積	①軽量鉄骨造鉄葺2階建（昭和33年2月17日築）273.15m ² ②木造2階建【増築】（平成5年3月15日築）46.37m ² ③敷地面積：472.27m ²
	職員構成	①正規職員：2人（1人欠員中） ②相談員：2人 ③専任補導員：3人 計7人
	開館日・開館時間	①開館日：平日（年末・年始除く） ②開館時間：8時30分～17時15分 開館日数：約240日
	根拠法令等	小田原市青少年相談センター条例（昭和44年10月1日）
	センター業務	①相談事業 ②街頭指導 ③環境浄化 ④広報活動 ⑤関係機関・関係団体との連携・協働 等
	施設維持管理費	①相談センター警備委託料 467,856円 ②トイレ及び床清掃委託料 98,280円 ③消防用設備外観点検委託料（2回）19,440円 ④樹木消毒・剪定委託料 75,000円 ⑤軽貨物自動車リース代（2台）480,420円 等
	その他	青少年相談センター内に教育委員会所管の教育相談指導室しろやま教室及び人権・男女共同参画課所管の小田原地区保護司会・更生保護サポートセンターを併設

調整方針（案）

調整（案）内容	青少年相談センター機能を一本化する。
調整内容決定の考え方	健全な財政運営・行政改革の推進
水準	建物・敷地面積 70～100m ² （事務室1、面接室2、会議スペース1含む） ※相談センター機能として必要最低限の面積、執務室等。
	職員構成 ①正規職員：3人 ②相談員：3人 ③専任補導員：3人 計9人
	開館日・開館時間 ①開館日：平日（年末・年始除く） ②開館時間：8時30分～17時15分 開館日数：約240日
	根拠法令等 青少年相談センター条例
	センター業務 ①相談事業 ②街頭指導 ③環境浄化 ④広報活動 ⑤関係機関・関係団体との連携・協働 等
	施設維持管理費 ①相談センター警備委託料 467,856円 ②トイレ及び床清掃委託料 98,280円 ③消防用設備外観点検委託料（2回）19,440円 ④樹木消毒・剪定委託料 75,000円 ⑤軽貨物自動車リース代（2台）480,420円 等
	その他 しろやま教室及び更生保護サポートセンターについては、合併までに別施設に移転するよう依頼する。
調整方針の区分	①新たな事務事業・実施水準に再編 a:合併時

事務事業調書
(経済部会)

事務事業番号 91105	事務事業名 おだわら起業スクール
-----------------	---------------------

事務事業の現況		
市名	小田原市	南足柄市
事務事業概要	起業家を他スクールで出した講師陣が経営者の心構え、販路開拓、経営・収支計画、ビジネスプランの作成等、全6回の講義を展開し、新たな創業者の発掘を図る	
実施方法等	税理士、中小企業診断士、マーケットプランナーを講師に向かえ、経営者の心構え、販路開拓、経営・収支計画、ビジネスプランの作成等、全6回の講義を展開し、市内での起業を目指す方を応援する。スクール修了後は、講師によるフォローアップ相談会の開催や、金融機関等の融資紹介等を行い、継続的に創業者を支援していく。	
水準	<p>対象・募集人数 市内で創業予定・創業後原則1年以内で、全ての講義に出席できる方(40人)</p> <p>参加者数(実績) 23人</p> <p>実施時期、回数 5月末から7月上旬(毎回土曜の午後1時から午後5時)の全6回。</p> <p>講義内容 ・経営者の心構え、ビジネスコミュニケーション ・マーケティング戦略、販路拡大、創業の基礎知識 ・先輩創業者体験談、会計の仕組み ・利益計画、収支計画の立て方、ビジネスプランの作成 ・資金調達、創業者向け融資等の紹介 ・ビジネスプランの発表・講評 </p>	

調整方針(案)		
調整(案)内容	合併後の市域にエリアを拡げて現行の事業を継続実施する。	
調整内容決定の考え方	起業スクール自体の水準を下げるとは、創業希望者のニーズに反することである。この事業は、両市において有用な事業であるため、エリアを拡げて実施するのが有益であるため。	
水準	<p>対象・募集人数 新たな市域で創業予定・創業後原則1年以内で、全ての講義に出席できる方</p> <p>参加者数(見込み) 40人</p> <p>実施時期、回数 5月末から7月上旬(毎回土曜の午後1時から午後5時)の全6回。</p> <p>講義内容 ・経営者の心構え、ビジネスコミュニケーション ・マーケティング戦略、販路拡大、創業の基礎知識 ・先輩創業者体験談、会計の仕組み ・利益計画、収支計画の立て方、ビジネスプランの作成 ・資金調達、創業者向け融資等の紹介 ・ビジネスプランの発表・講評 </p>	
調整方針の区分	④現行のまま存続	

事務事業番号 91106	事務事業名 産業労働者表彰事業
-----------------	--------------------

事務事業の現況

市名	小田原市	南足柄市
事務事業概要	市内事業所に永年勤続し、本市産業の発展に寄与した労働者を対象に産業労働者として表彰を行う。	
実施方法等	商工業関係労働者、農業関係労働者、林業関係労働者、水産業関係労働者を、各産業の区分に応じ、各分野の関係団体が、推薦調整団体とし、候補者の内容の調査検討及び候補者が偏向しないように推薦し、市長が選考の上、決定する。	
水準	選考及び表彰の方法	推薦調整団体から市長が選考の上、本人に賞状及び賞品を授与して行う。
	表彰人数	商工業関係労働者 35 人、農業関係労働者 10 人、林業関係労働者 5 人、水産業関係労働者 5 人。
	実施時期	毎年 11 月に実施

調整方針（案）

調整（案）内容	合併後の市民に対象を括げて、現行の事業を継続実施する。
調整内容決定の考え方	この表彰制度は、中小零細企業にとって数少ない制度であり、表彰の水準を下げるによる経済効果はわずかであるため、今後は小田原市、南足柄市の中小零細企業に対象を括り、事業を継続実施する。
水準	選考及び表彰の方法
	推薦調整団体から市長が選考の上、本人に賞状及び賞品を授与して行う。
	表彰人数
	商工業関係労働者 35 人、農業関係労働者 10 人、林業関係労働者 5 人、水産業関係労働者 5 人。
	実施時期
調整方針の区分	④現行のまま存続

事務事業番号 91110	事務事業名 地域経済循環型住宅リフォーム支援事業
-----------------	-----------------------------

事務事業の現況			
市 名	小田原市	南足柄市	
事務事業概要	住宅のリフォームを市内施工業者により実施した市民に対し、助成金分に応じた地場商品等の商品を進呈（カタログギフト方式）することにより、市民の消費を促し、地域経済の活性化の向上を図る。		
実施方法等	事業の周知、申請書、実績報告書などの事務は市が担当し、チラシ、カタログギフト作成、商品の発送などの業務は委託会社に依頼。		
水準	対象要件・住宅	○対象要件 ・市税等の滞納がない人 ・市内施工業者に住宅のリフォームを発注する人 ・工事費が10万円以上（消費税込み額）のリフォームをする人 ○対象住宅 ・市内に所有し、自ら居住している住宅 ・マンション等については、専有部分	
	募集件数	40件（申込み多数の場合は公開抽選）	
	応募方法	応募期間内に申請書及び必要書類を添付し、市へ申請。	
	支援内容	カタログギフトにより、5万円相当分の商品を進呈（地場商品、食事券、宿泊券等）	
	平成28年度予算額	3,500千円	

調整方針（案）	
調整（案）内容	合併後の市民に対象を拡げて、現行の事業を継続実施する。
調整内容決定の考え方	地域内で経済を循環させる小田原市独自のシステムが既に確立していることから、地域経済の活性化のため現行の事業を継続実施することとした。
水準	対象要件・住宅
	○対象要件 ・市税等の滞納がない人 ・市内施工業者に住宅のリフォームを発注する人 ・工事費が10万円以上（消費税込み額）のリフォームをする人 ○対象住宅 ・市内に所有し、自ら居住している住宅 ・マンション等については、専有部分
	募集件数
	40件（申込み多数の場合は公開抽選）
	応募方法
	応募期間内に申請書及び必要書類を添付し、市へ申請。
支援内容	カタログギフトにより、5万円相当分の商品を進呈（地場商品、食事券、宿泊券等）
平成28年度予算額	3,500千円
調整方針の区分	④現行のまま存続

事務事業番号 91139	事務事業名 商店街診断士派遣事業	事務事業の現況			
市名 小田原市	小田原市	南足柄市			
事務事業概要	商店会が、様々な活性化事業に取り組むにあたり、企画立案や効果的な手法研究等について、専門のアドバイザーを派遣し助言・指導を行う。				
実施方法等	<p>商店街団体等からの申請に対し、 ・商店街活性化に関する総合的計画、指針等の策定 ・社会経済環境の変化に合わせた効果的な事業展開に係る指導、助言 ・商店街の事業計画に沿った、既存の助成制度活用の指導、助言等を実施する。</p>				
水準	対象 商店街団体、商店街団体を横断した商業団体等				
	アドバイザー謝金 1回あたり 25,000円 ※商店街団体の負担はない。1団体、3~4回の派遣を想定				
	実績 ・平成25年度 2団体 ・平成26年度 3団体 ・平成27年度 3団体				
調整方針（案）					
調整（案）内容	小田原市の事務処理方法を適用し、対象エリアを新市の市域に広げる。				
調整内容決定の考え方	商店街だけでは課題が解決できない場合もあり、その案内役となるアドバイザーの派遣は必要である。				
水準	対象 商店街団体、商店街団体を横断した商業団体等				
	アドバイザー謝金 1回あたり 25,000円 ※商店街団体の負担はない。1団体、3~4回の派遣を想定				
	実績 ・平成25年度 2団体 ・平成26年度 3団体 ・平成27年度 3団体				
調整方針の区分	④現行のまま存続				

事務事業調書
(建設部会)

事務事業番号 114104	事務事業名 市営住宅入居者募集事業
------------------	----------------------

事務事業の現況			
市名		小田原市	南足柄市
事務事業概要		市営住宅の年2回（6月及び11月）に合わせて、募集住宅を選定し、市営住宅への入居者を公募により募集する。	市営住宅の年1～2回（時期は不定期）に合わせて、募集住宅を選定し、市営住宅への入居者を公募により募集する。
実施方法等		各募集時期の2カ月前までに募集にかける住宅を選定し、空き家修繕を行う。選定に際しては、一つの住宅に偏ることなく、人気のある低層階の住宅を中心に、世帯向けと単身向けの住戸のバランスを考慮して選定する。選定した募集住宅については、抽選用住宅と考查用住宅に分けて募集する。募集に際しては、広報及びホームページに掲載するとともに、募集のしおりを作成し、各配布場所で希望者に配布してもらう。	各募集時期の2カ月前までに募集にかける住宅を選定し、空き家修繕を行う。選定に際しては、一つの住宅に偏ることなく、人気のある低層階の住宅を中心に、世帯向けと単身向けの住戸のバランスを考慮して選定する。選定した募集住宅については、抽選用住宅と考查用住宅に分けて募集する。募集に際しては、広報及びホームページに掲載するとともに、募集のしおりを作成し、各配布場所で希望者に配布してもらう。
水準	募集戸数	1回の募集につき約20戸【内訳：抽選用住宅約12戸（世帯向け約6戸、単身可約6戸）、考查用住宅約8戸（世帯向け約4戸、単身可約4戸）】	原則5戸以上の空家が発生した場合に空き家募集を実施。募集は、年2回を上回らない回数とする。
	募集住宅の決定及び空き家修繕	6月末までに決定、5～6月に空き家修繕 11月末までに決定、10～11月に空き家修繕	募集の月の2カ月前までに決定、入居時期に合わせて空き家修繕
	広報、ホームページ掲載時期	6月募集：5月15日号広報に掲載、同時にホームページに掲載 11月募集：10月15日号広報に掲載、同時にホームページに掲載	募集の月の広報に掲載、同時にホームページに掲載
	募集のしおり作成・配布時期	募集のしおり配布開始日の約5日前までに職員が作成し、募集月の募集受付開始日の約10日前から募集受付最終日までの期間に配布場所において希望者に配布	募集のしおり配布開始日の約5日前までに職員が作成し、募集月の初めの日（1日）から募集受付最終日までの期間に配布場所において希望者に配布
	募集のしおり配布場所	市役所5階建築課・2階総合案内、各支所・連絡所、マロニエ住民窓口、いずみ住民窓口、こゆるぎ住民窓口、アクロード市民窓口、国府津駅前窓口コーナー、酒匂窓口コーナー、桜井窓口コーナー	市役所2階都市計画課

調整方針（案）	
調整（案）内容	小田原市の事務処理方式を適用するが、募集のしおりの配布期間を延長する。
調整内容決定の考え方	市営住宅の管理戸数、募集戸数の多い小田原市の方を適用して定期募集を実施するが、しおりの配布期間を延ばすことで、申込者の増加が見込める。
水準	募集戸数
	1回の募集につき約20～25戸
	募集住宅の決定及び空き家修繕
	6月募集：4月上旬に決定、5～6月に空き家修繕 11月募集：9月上旬に決定、10～11月に空き家修繕
	広報、ホームページ掲載時期
	6月募集：5月号の広報に掲載、同時にホームページに掲載 11月募集：10月号広報に掲載、同時にホームページに掲載
	募集のしおり作成・配布時期
	募集月の前々月中に募集のしおりを作成し、前月上旬から募集受付期間最終日まで配布場所において、希望者に配布。
	募集のしおり配布場所
調整方針の区分	①新たな事務事業・実施水準に再編 a:合併時

事務事業調書
(水道部会)

事務事業番号 131147	事務事業名 公金
------------------	-------------

事務事業の現況			
市名	小田原市	南足柄市	
事務事業概要	金融機関との連絡調整、預金の移動を行う。		金融機関との連絡調整、預金の移動事務
実施方法等	出納・収納取扱金融機関との随時の連絡調整、出納取扱金融機関の交代に係る告示等の事務、水道料金等の口座振替に係る事務、各金融機関にある水道事業の口座の預金組替を行う。		出納・収納取扱金融機関との随時の連絡調整、水道料金等の口座振替に係る事務、各金融機関にある水道事業の口座の預金組替を行う。
水準	出納・収納取扱金融機関	別紙のとおり	別紙のとおり
	口座振替可能な金融機関	別紙のとおり	別紙のとおり
	コンビニ収納	対応あり	対応あり
	預金組替状況	毎日	隔月（奇数月）
	他課との関連事務	金融機関検査・連絡調整（出納室）	金融機関検査・連絡調整（会計課）

調整方針（案）	
調整（案）内容	小田原市の事務処理方法を適用する。
調整内容決定の考え方	出納・収納取扱金融機関や口座振替の利用が可能な金融機関数が多い小田原市の実施方法に統一する。 【複数案提示できない理由】 南足柄市の方法では利用可能な金融機関が減りサービス低下を招く。
水準	出納・収納取扱金融機関 別紙（小田原市）のとおり
	口座振替可能な金融機関 別紙（小田原市）のとおり
	コンビニ収納 対応あり
	預金組替状況 毎日
	他課との関連事務 金融機関検査・連絡調整（一般会計の出納担当課）
調整方針の区分	②小田原市の例により統合 a:合併時

金融機関について

	小田原市	南足柄市
出納取扱金融機関	スルガ銀行、横浜銀行、さがみ信用金庫 (輪番制)	スルガ銀行、横浜銀行 (輪番制)
収納取扱金融機関	上記のほか、みずほ銀行、りそな銀行、静岡銀行、三井住友銀行、静岡中央銀行、中央労働金庫、小田原第一信用組合、かながわ西湘農業協同組合、三井住友信託銀行、中南信用金庫、中栄信用金庫、ゆうちょ銀行 (12行)	上記のほか、みずほ銀行、りそな銀行、三井住友銀行、中央労働金庫、さがみ信用金庫、小田原第一信用組合、かながわ西湘農業協同組合、ゆうちょ銀行 (8行)
口座振替可能な金融機関	出納取扱金融機関及び収納取扱金融機関 (中栄信用金庫を除く)	出納取扱金融機関及び収納取扱金融機関 (みずほ、りそなを除く)